

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月21日
【事業年度】	第107期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	株式会社ツガミ
【英訳名】	TSUGAMI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役 社長執行役員 西嶋 尚生
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町1丁目9番10号
【電話番号】	(03)3808-1711(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部 部長 早崎 敬二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町1丁目9番10号
【電話番号】	(03)3808-1711(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部 部長 早崎 敬二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第103期 平成18年3月	第104期 平成19年3月	第105期 平成20年3月	第106期 平成21年3月	第107期 平成22年3月
(1) 連結経営指標等					
売上高(百万円)	34,006	36,557	28,495	22,687	15,598
経常損益(は損失)(百万円)	5,363	5,535	2,756	626	117
当期純損益(は損失)(百万円)	5,530	3,447	1,629	873	244
純資産額(百万円)	23,272	23,450	21,916	19,718	19,882
総資産額(百万円)	36,827	35,943	32,732	25,703	31,147
1株当たり純資産額(円)	306.53	322.67	319.50	289.07	294.29
1株当たり当期純損益(は損失)(円)	71.38	46.36	23.03	12.88	3.65
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	70.81	46.05	22.86	-	-
自己資本比率(%)	63.2	65.0	66.3	76.0	63.2
自己資本利益率(%)	26.17	14.79	7.24	-	-
株価収益率(倍)	13.30	14.56	14.50	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	1,551	4,142	3,946	439	2,299
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	1,020	383	1,394	1,803	1,358
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	1,845	3,157	2,696	1,210	268
現金及び現金同等物の期末残高(百万円)	2,796	3,496	3,352	3,188	3,842
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	605 (305)	601 (427)	591 (464)	580 (404)	570 (182)

回次 決算年月	第103期 平成18年3月	第104期 平成19年3月	第105期 平成20年3月	第106期 平成21年3月	第107期 平成22年3月
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高(百万円)	33,262	35,255	27,962	22,043	14,818
経常損益(は損失)(百万円)	5,016	5,110	2,564	625	393
当期純損益(は損失)(百万円)	5,333	3,257	1,544	540	408
資本金(百万円)	10,599	10,599	10,599	10,599	10,599
(発行済株式総数)(千株)	(89,019)	(79,019)	(68,019)	(68,019)	(68,019)
純資産額(百万円)	22,747	22,723	21,137	19,277	19,319
総資産額(百万円)	36,215	35,186	32,031	25,425	29,771
1株当たり純資産額(円)	299.63	312.66	308.02	282.55	285.88
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	8.00 (3.00)	10.00 (4.00)	10.00 (5.00)	10.00 (5.00)	5.00 (0.00)
1株当たり当期純損益(は損失) (円)	68.99	43.80	21.82	7.98	6.09
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益(円)	68.44	43.51	21.66	-	-
自己資本比率(%)	62.8	64.3	65.3	75.1	64.2
自己資本利益率(%)	25.77	14.36	7.09	-	-
株価収益率(倍)	13.76	15.41	15.31	-	-
配当性向(%)	11.6	22.8	45.83	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)(人)	423 (192)	425 (247)	412 (244)	523 (190)	517 (47)

- (注) 1. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。
2. 連結経営指標等及び提出会社の経営指標等における「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、第106期及び第107期は、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 連結経営指標等及び提出会社の経営指標等における「自己資本利益率」「株価収益率」については、第106期及び第107期は、当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 提出会社の経営指標等における「配当性向」については、第106期及び第107期は、当期純損失であるため、記載しておりません。

2【沿革】

昭和12年3月	新潟県長岡市に資本金200万円で(株)津上製作所を設立。
昭和13年12月	本社を東京市京橋区に移転。
昭和16年9月	長岡工場の全工場完成。
昭和20年2月	津上精密工学工業(株)を吸収合併。これを信州工場とする。
昭和23年2月	本社を東京都港区に移転。
昭和24年5月	東京、大阪、新潟各証券取引所に上場。
昭和36年10月	東洋精機(株)を吸収合併。これを茨城工場とする。
昭和43年7月	(株)蔵王製作所を設立。
昭和45年9月	津上総合研究所を長岡市に建設。
昭和45年11月	社名を(株)津上に変更。
昭和49年9月	津上工販(株)を設立。
昭和50年3月	茨城工場を閉鎖、売却。
昭和57年10月	社名を(株)ツガミに変更。
昭和63年5月	アツマシマモト(株) (株)ツガミシマモトに社名変更)の株式を取得。
平成3年4月	(株)ツガミプレジジョン(現・連結子会社)を設立。
平成3年5月	米国の工作機械製造会社「ウェルドン社」(WMTコーポレーションに社名変更)を買収。
平成9年4月	(株)ツガミハイテック(現社名(株)ツガミマシナリー(現・連結子会社))を設立。
平成13年11月	ツガミテクノ(株)の株式を取得。
平成14年12月	WMTコーポレーション清算終了。
平成15年9月	津上精密机床(浙江)有限公司(現・連結子会社)を設立。
平成16年4月	津上工販(株)を吸収合併。
平成16年10月	(株)シマモト精工とツガミテクノ(株)を合併。社名を(株)ツガミシマモトとする。 (株)ツガミハイテックと(株)ツガミマシナリーを合併。社名を(株)ツガミマシナリー(現・連結子会社)とする。
平成17年2月	REMSALESLLC(現・持分法非適用関連会社)に出資。
平成17年11月	長岡工場及び信州工場の新工場棟完成。
平成18年10月	(株)ツガミ総合サービスと(株)ツガミツールを合併。社名を(株)ツガミ総合サービス(現・連結子会社)とする。
平成19年11月	TSUGAMI GmbH(現・非連結子会社)を設立。
平成21年1月	(株)ツガミシマモトを吸収合併。
平成22年2月	TSUGAMIKOREACO.,Ltd(現・非連結子会社)を設立。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社7社及び関連会社2社で構成され、自動旋盤、研削盤、マシニングセンタ、転造盤、その他の工作機械等の製造販売を主な内容とし、更に各企業に関連する研究及びその他のサービス等の事業活動を展開しております。

なお、次の2部門は、「第5 経理の状況 1(1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一であります。

当社グループの事業に係る各社の位置付けは次のとおりであります。

(1) 当社グループの事業に係る各社の位置付け

工作機械事業

当社が中心となって製造販売するほか、子会社津上精密机床（浙江）有限公司においても製造販売しており、一部は当社で仕入れて販売しております。販売については、子会社(株)ツガミマシナリー及びツガミ（タイ）、関連会社R E M S A L E S L L Cにおいても行っております。

製造作業工程の一部については、子会社(株)ツガミプレジジョン及び津上精密机床（浙江）有限公司に委託しております。

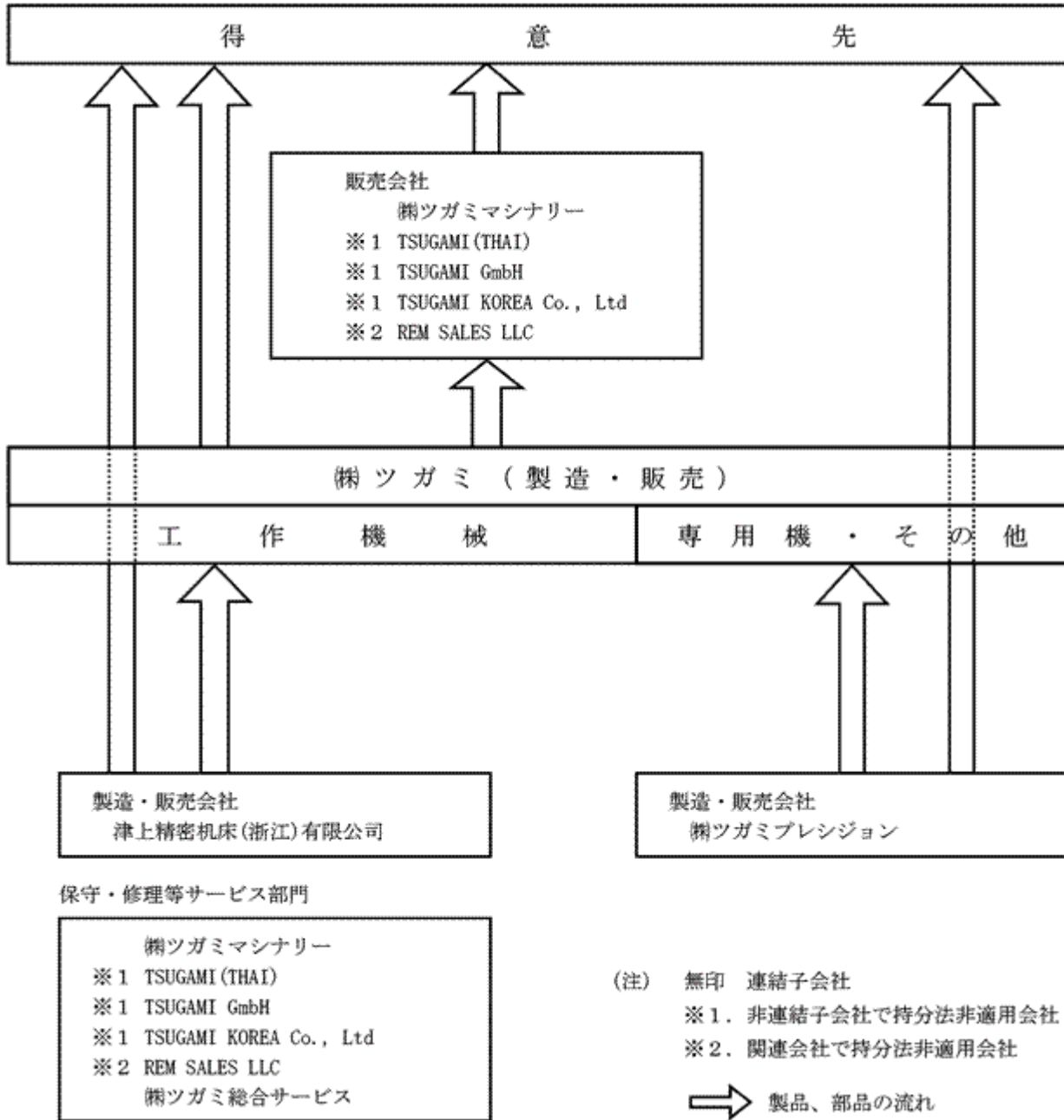
専用機その他の事業

専用機、測定器、工具等は、当社が製造販売しております。部品、製品の一部については、(株)ツガミプレジジョンから仕入れております。

当社グループの製品のアフターサービス等については、当社のほか、子会社(株)ツガミマシナリー及びT S U G A M I (T H A I) でも行っております。

(2) 事業の系統図

当社グループの事業系統図は、以下の通りであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
連結子会社 株式会社ツガミマシナリー	神奈川県川崎市 川崎区	60百万円	工作機械事業	100	当社製品・部品の販売及び製品の据付修理を行っている 役員の兼任あり
株式会社ツガミ総合サービス	新潟県長岡市	42百万円	専用機その他の事業	100	工場構内における建物並びに設備の点検、保守、損保代理業務 役員の兼任あり
株式会社ツガミプレジジョン	東京都中央区	10百万円	工作機械事業及び専用機その他の事業	100	当社製品の加工、組立及び販売を行っている 役員の兼任あり
津上精密机床(浙江)有限公司(注)2.3	中国浙江省	71百万 人民元	工作機械事業	100	当社製品の加工、組立及び販売を行っている 役員の兼任あり

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 津上精密机床(浙江)有限公司は特定子会社に該当しております。

3. 津上精密机床(浙江)有限公司については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	4,695百万円
	(2) 経常利益	301百万円
	(3) 当期純利益	261百万円
	(4) 純資産額	1,391百万円
	(5) 総資産額	5,255百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)	
工作機械事業	499	(171)
専用機その他の事業	34	(3)
全社(共通)	37	(8)
合計	570	(182)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	平均年令(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
517(47)	43.5	18.7	4,779

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。また、当社より他社への出向者(53人)を含んでおりません。
2. 平均年間給与(税込み)は、時間外手当及び賞与を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は産業別労働組合JAMに属し、組合員数は324名でユニオンショップ制であります。
なお、労使関係については良好であります。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な金融不安を発端とする不況から一部で回復の兆しが見えるものの、世界的経済危機以前の水準から比べると依然として厳しい状況で推移いたしました。

工作機械業界の動向は、全体としてはやや回復しておりますが、未だ過去の水準に至っておりません。然しながら、昨年末より中国等アジア新興国の需要は好転しており、加えてHDDを含むIT関連業界は顕著な回復を見せております。

このような状況の下で、当社グループは長年培った精密加工のノウハウを基に、中国等新興国のニーズおよび高度化するIT関連ニーズに応えるべく精密工作機械を積極的に市場に提供してまいりました。

これにより、受注は第4四半期より高水準で推移しております。また、生産能力の増強および円高対応や価格競争力強化のため、中国工場の生産を増強する等、グループ全体で生産体制の見直し・効率化に努めてまいりました。

売上高につきましては、第4四半期に上向いたものの第3四半期までの落込みの影響が大きかったため、前年同期比31.2%減の15,598百万円となりました。

国内は、前年同期比59.7%減の4,346百万円、輸出額は前年同期比5.5%減の11,251百万円となりました。なお、輸出比率は前年同期の52.5%から72.1%となりました。

損益につきましては、営業利益が前年同期比89.5%減の84百万円、経常損失が117百万円、当期純損益は244百万円の損失となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

工作機械事業につきましては、売上高は前年同期比31.4%減の15,084百万円、営業利益は1百万円となりました。

専用機その他の事業につきましては、売上高は前年同期比26.5%減の514百万円、営業利益は83百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローについては、「第2事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状況の分析 (2) キャッシュ・フローの分析」の項目をご参照下さい。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	前年同期比(%)
工作機械事業(百万円)	18,302	21.7
専用機その他の事業(百万円)	500	24.4
合計(百万円)	18,802	21.8

- (注) 1. 記載金額は標準仕切価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社)は、受注見込みによる生産方式をとっておりますので、受注の状況の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	前年同期比(%)
工作機械事業(百万円)	15,084	31.4
専用機その他の事業(百万円)	514	26.5
合計(百万円)	15,598	31.2

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 前連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。
なお、当連結会計年度の相手先別の販売実績につきましては、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)
REM SALES LLC	2,360	10.4

3. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(中長期的課題)

当社グループは、中長期的経営戦略として、以下の重点課題に対し積極的に取り組んでまいります。

(1) 成長分野を狙った新製品の投入

今後、成長が期待される分野、例えば環境・省エネ対応が求められる自動車向け部品、更に高度化するHDD・デジカメ等IT分野および通信分野・医療分野における高精度の小型部品加工を狙い、お客様の要請に十分応えられる新製品の開発に全力で取り組んでまいります。

(2) 成長地域を狙った事業戦略

中長期的には設備投資意欲が旺盛な中国、東南アジア、インド等の市場への生産・販売・アフターサービス体制の更なる拡充等積極的な展開強化を図ってまいります。

更に、当社製品があまり浸透していない欧州に対しては、ドイツ現地法人および新規提携しました代理店を通じ、積極的に販売促進を行なってまいります。

また、スイスのトルノス社と工作機械の製造・販売事業において業務提携効果を早期にあげるよう努めてまいります。

(3) 経営の効率化と顧客満足度の向上

企業グループとしての総合力を高めるため、関係会社も含め営業・生産・管理体制の一体化と高効率経営を図ってまいります。

また、引き続きお客様のニーズに合致した新製品の提供とサービスの充実に努め、常に顧客満足度の向上を目指し、お客様に信頼される経営に全力で取り組んでまいります。

以上のような活動と同時に環境保全やコンプライアンスなど、CSR活動にも積極的に取り組み、株主やお客様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様へ信頼される企業として、最大限の経営努力をしております。

(当面の課題)

当期は米国金融危機に端を発した急激な環境悪化に伴い、当社は業績面で大きな打撃を受けましたが、昨年末より中国等アジア新興国の需要は好転しており、加えてHDDを含めIT関連業界も顕著な回復を見せております。これに伴い、当社では第4四半期より高水準の受注が続いており、中国工場を主体に生産能力の増強に努めております。

4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財政状態等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

(1) 景気変動による影響

工作機械業界は、景気変動の影響を受けやすい業界であります。当社グループは高効率経営を目指し、固定費削減等により、予期せぬ市場規模の縮小による業績への影響を少なくすべく努力を続けております。しかし、想定外の急激な変化が生じた場合には、当社グループの生産・業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 為替変動による影響

当社グループ製品の販売は、海外向けの比率が年々上昇しております。輸出は原則円建で行っており、為替変動の直接的な影響はないものの、急激な円高は海外の代理店・ユーザーから販売価格の引き下げの要求を受けます。また、中国工場の生産ウエイトが高まるにつれ、人民元の為替レートの動向により為替差損が発生するリスクも高まってきております。

(3) 品質に関する影響

当社グループは、積極的に新製品を開発し市場に投入すると同時に、ISO14001およびISO9001の認証取得を含む環境保全・品質保証体制を確立しております。予期せぬ不具合品の発生に備え、品質保証部を更に強化する目的からユーザーサポートチーム・品質保証チーム・生産技術チームを新たに加え、迅速かつ確かな対応を行うことにより、業績への影響の最小化に努めております。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループは製品開発、技術開発において、長年培った精密加工の技術を基に、顧客のニーズに迅速に対応し、高速、高精度、高剛性機をスピーディーに開発する為、活発な製品開発活動を行っております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費の総額は、752百万円であります。

(1) 工作機械事業

当社が中心となって、環境・安全・省エネ対応の自動車関連部品（電動パワステ、次世代ブレーキ、環境対応エンジン）の加工や、今後ますます高精度化する情報・通信関連分野、特にハードディスク駆動装置（HDD）などパソコン関連部品、携帯電話・デジタルカメラなど小型情報端末部品、医療関連部品等の超精密加工部品に対応できる、小型・高速高精度加工機の開発に力を注いでおります。

当連結会計年度の主な成果としては、CNC精密円筒研削盤G300/G350、CNC精密自動旋盤S205/206、C180、MB25、立型マシニングセンタVA35H等の開発であります。

当事業に係る研究開発費は、752百万円であります。

(2) 専用機その他の事業

当連結会計年度における当事業に係る研究開発費はありませんでした。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、20,191百万円（前連結会計年度末は16,486百万円）となり、3,704百万円増加しました。これは主に、受取手形及び売掛金が2,864百万円、現金及び預金が654百万円増加したことによるものです。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、10,930百万円（前連結会計年度末は9,184百万円）となり、1,745百万円増加しました。これは主に、繰延税金資産が335百万円減少したことに対し、投資有価証券が2,443百万円増加したことによるものです。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、9,296百万円（前連結会計年度末は3,855百万円）となり、5,440百万円増加しました。これは主に、支払手形及び買掛金が4,816百万円、短期借入金が508百万円増加したことによるものです。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、1,968百万円（前連結会計年度末は2,129百万円）となり、161百万円減少しました。これは主に、社債の発行残高が300百万円減少したことによるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、19,882百万円（前連結会計年度末の純資産の残高は19,718百万円）となりました。これは主に、当期純損失により244百万円、自己株式取得により131百万円、配当金の支払いにより337百万円が減少したことに対し、その他有価証券評価差額金971百万円が増加したことによるものであります。

(2) キャッシュ・フローの分析

(キャッシュ・フロー)

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比654百万円増加し、3,842百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金は、2,299百万円の増加（前連結会計年度は439百万円の増加）となりました。これは主に、減価償却費750百万円、仕入債務の増減額4,878百万円により資金が増加した一方、税金等調整前当期純損失119百万円、売上債権の増減額2,880百万円、その他流動資産増減額129百万円により資金が減少したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金は、1,358百万円の減少（前連結会計年度は1,803百万円の減少）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出306百万円、投資有価証券の取得による支出1,081百万円により資金が減少したことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金は、268百万円の減少（前連結会計年度は1,210百万円の増加）となりました。これは主に、短期借入による収入508百万円により資金が増加した一方、社債償還による支出300百万円、自己株式の取得による支出131百万円、配当金の支払338百万円により資金が減少したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度における売上高は、15,598百万円（前年同期比31.2%減）、営業利益は84百万円（前年同期比89.5%減）となりました。当期純損益につきましては、244百万円の損失となりました。

なお、事業別の分析は、「第2事業の状況 1業績等の概要 (1)業績」の項目をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、総額381百万円の設備投資を実施致しました。

事業の種類別設備投資は次のとおりです。

工作機械事業においては、当社長岡工場・信州工場および子会社津上精密机床(浙江)有限公司の生産設備を中心に、381百万円の設備投資を実施致しました。

専用機その他の事業における設備投資はありません。

所要資金としては、自己資金を充当しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成22年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物	機械装置	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
長岡工場 (新潟県長岡市)	工作機械事業	工作機械製造設備	2,112	587	232 (71)	11	220	3,164	355 (120)
信州工場 (長野県佐久市)	工作機械事業 専用機その他の 事業	工作機械及び専 用機その他製造 設備	649	560	22 (64)	5	38	1,277	94 (13)
新潟工場 (新潟県新潟市)	工作機械事業	工作機械製造設備	69	3	164 (18)	-	10	248	-
その他 (神奈川県川崎市川崎区)	-	独身寮	167	-	91 (469)	-	0	259	-

(2) 在外子会社

平成22年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物	機械装置	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
津上精密机床 (浙江)有限公司	中国工場 (中国浙江省)	工作機械事 業	工作機械製 造設備	363	563	- (-)	-	11	939	11 (144)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具及び器具備品の合計額で、建設仮勘定は含んでおりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定していますが、計画策定に当っては提出会社を中心に調整を図っております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社長岡工場	新潟県長岡市	工作機械事業	機械装置他	200	-	自己資金	平成22年4月	平成23年3月
当社信州工場	長野県佐久市	工作機械事業、専用 機その他の事業	機械装置他	200	-	自己資金	平成22年4月	平成23年3月
津上精密机床(浙江)有限公司	中国浙江省	工作機械事業	建物、機械装 置他	800	-	自己資金	平成22年4月	平成22年12月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000,000
計	320,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年6月21日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	68,019,379	68,019,379	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	68,019,379	68,019,379	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 大阪証券取引所は、平成21年10月30日をもって上場を廃止しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年6月24日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個) (注)1	119	119
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	119,000	119,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成37年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)2	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は できないこととする。 その他の権利行使の条件は、 当社と対象者との間で締結 する「新株予約権割当契 約」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するた めには、取締役会の承認を要す る。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および役付執行役員のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前項に関わらず、平成36年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使日を迎えなかった場合には、平成36年7月1日より新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。ただしこの場合、相続人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月23日 取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	51	51
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,000	51,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月21日 至平成38年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 609 資本組入額 305	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。
4. 発行価格は、新株予約権の払込金額608円と行使時の払込金額1円を合算しております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

平成18年6月23日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	46	46
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,000	46,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月21日 至平成38年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 609 資本組入額 305	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。
4. 発行価格は、新株予約権の払込金額608円と行使時の払込金額1円を合算しております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

平成19年6月22日 取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	67	67
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,000	67,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月10日 至平成39年7月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 514 資本組入額 257	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1 . 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
- 2 . 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
- 3 . 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。
- 4 . 発行価格は、新株予約権の払込金額513円と行使時の払込金額1円を合算しております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

平成19年6月22日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	72	72
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72,000	72,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月10日 至平成39年7月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 514 資本組入額 257	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。
4. 発行価格は、新株予約権の払込金額513円と行使時の払込金額1円を合算しております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

平成20年6月20日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	83	83
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83,000	83,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	自平成20年7月8日 至平成40年7月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2、4	発行価格 280 資本組入額 140	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、上記表の新株予約権の行使期間の期間内において、原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。
4. 発行価格は、新株予約権の払込金額279円と行使時の払込金額1円を合算しております。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併契約がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割契約がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

その他の新株予約権の行使の条件

上記表における新株予約権の行使の条件に準じる。

平成20年6月20日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	51	47
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,000	47,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	自平成20年7月8日 至平成40年7月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 280 資本組入額 140	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、上記表の新株予約権の行使期間の期間内において、原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。
4. 発行価格は、新株予約権の払込金額279円と行使時の払込金額1円を合算しております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併契約がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割契約がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

その他の新株予約権の行使の条件

上記表における新株予約権の行使の条件に準じる。

平成21年6月19日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	800	800
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	800,000	800,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	225	225
新株予約権の行使期間	自平成23年7月7日 至平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、3	発行価格 256 資本組入額 128	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個当りの目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、決議日後、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の前日の終値(当日に終値がない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 発行価格は、新株予約権の払込金額 31円と行使時の払込金額225円を合算しております。
4. 当社取締役会決議および当社とこれに基づき新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

平成21年6月19日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	191	191
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	191,000	191,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	自平成21年7月7日 至平成41年7月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4、5	発行価格 124 資本組入額 62	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合等を行うことにより、対象株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 各新株予約権の行使に際して出資される金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、上記表における新株予約権の行使期間内において、原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から7営業日を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(2)上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。

4. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 発行価格は、新株予約権の払込金額123円と行使時の払込金額1円を合算しております。

平成21年6月19日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	111	105
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	111,000	105,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	自平成21年7月7日 至平成41年7月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4、5	発行価格 124 資本組入額 62	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合等を行うことにより、対象株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 各新株予約権の行使に際して出資される金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記表における新株予約権の行使期間内において、原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から7営業日を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(2) 上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。

4. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 発行価格は、新株予約権の払込金額123円と行使時の払込金額1円を合算しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以降に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成18年11月15日 (注)	10,000,000	79,019,379	-	10,599	-	4,138
平成20年3月24日 (注)	11,000,000	68,019,379	-	10,599	-	4,138

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	39	33	165	92	8	9,967	10,304	-
所有株式数 (単元)	-	20,972	1,745	6,017	8,304	32	30,449	67,519	500,379
所有株式数の割合(%)	-	31.6	2.6	9.1	12.5	0.0	44.2	100.0	-

(注) 1. 自己株式1,154,303株は、「個人その他」に1,154単元、「単元未満株式の状況」に303株を含めて記載しております。

2. 上記「その他の法人」欄には、証券保管振替機構名義の株式が12単元含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	4,768	7.00
みずほ信託銀行株式会社 退職給 付信託 東京精密口 再信託受託 者 資産管理サービス信託銀行株 式会社	東京都中央区晴海1-8-12	4,592	6.75
第一生命保険相互会社(現第一 生命保険株式会社)	東京都中央区晴海1-8-12	2,586	3.80
株式会社森精機製作所	奈良県大和郡山市北郡山町106	2,000	2.94
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	1,516	2.22
株式会社北越銀行	新潟県長岡市大手通2-2-14	1,484	2.18
ツガミ取引先持株会	新潟県長岡市東蔵王1-1-1	1,313	1.93
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,274	1.87
バンク オブ ニューヨーク ジー シーエム クライアント アカウ ント ジエイピーアールデイ アイ エスジー エフイー - エイシー (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	1,082	1.59
エスアイエツクス エスアイエス エルテイ - デイ - (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	CH BASLERSTRASSE 100,CH-4600 OLTEN SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2-7-1)	1,011	1.48
計	-	21,626	31.76

- (注) 1. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数はすべて、信託業務に係るものであります。
2. 上記みずほ信託銀行株式会社の所有株式数はすべて信託業務に係るものであります
3. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数はすべて、信託業務に係るものであります。
4. 上記第一生命保険相互会社は、平成22年4月1日に第一生命保険株式会社へ商号を変更しております。
なお、所有株式数には、特別勘定年金口319千株、特別勘定変額口167千株を含んでおります。
5. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者である株式会社三菱東京UFJ銀行、三
菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社から平成21年3月16日付の大量保有報告書の写しの送
付があり、平成21年3月9日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりま
すが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めてお
りません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	株式 530,257	0.78
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	株式 1,476,000	2.17
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	株式 734,000	1.08

6. ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者であるブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。(BlackRock Institutional Trust Company,N.A.)、ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー(BlackRock(Luxembourg)S.A.)、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッド(BlackRock Investment management(UK)Limited)から、平成22年4月6日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成22年3月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	株式 1,752,000	2.58
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。(BlackRock Institutional Trust Company,N.A.)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート400	株式 209,000	0.31
ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー(BlackRock(Luxembourg)S.A.)	ルクセンブルク大公国 セニンガーバーク L-2633 ルート・ドゥ・トレベ 6D	株式 484,000	0.71
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッド(BlackRock Investment Management(UK)Limited)	英国 ロンドン市 キングウィリアム・ストリート 33	株式 134,000	0.20

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,154,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 66,365,000	66,365	-
単元未満株式	普通株式 500,379	-	-
発行済株式総数	68,019,379	-	-
総株主の議決権	-	66,365	-

(注) 上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式が、12千株(議決権の数12個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ツガミ	東京都中央区日本橋堀留町1-9-10	1,154,000	-	1,154,000	1.70
計	-	1,154,000	-	1,154,000	1.70

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

1. 平成17年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくもの

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役、監査役及び役付執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成17年6月24日開催の第102期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社監査役 4 当社役付執行役員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2. 平成18年6月23日開催の定時株主総会決議に基づくもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社役付執行役員およびこれに準ずる使用人に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成18年6月23日開催の第103期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役付執行役員 8 これに準ずる使用人 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載

3. 平成18年6月23日開催の取締役会決議に基づくもの

会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社取締役および監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を平成18年6月23日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載

4. 平成19年6月22日開催の定時株主総会決議に基づくもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社役付執行役員およびこれに準ずる使用人に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成19年6月22日開催の第104期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役付執行役員 11 これに準ずる使用人 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載

5. 平成19年6月22日開催の取締役会決議に基づくもの

会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社取締役および監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、平成19年6月22日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載

6. 平成20年6月20日開催の定時株主総会決議に基づくもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社役付執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成20年6月20日開催の第105期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役付執行役員 18
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載

7. 平成20年6月20日開催の取締役会決議に基づくもの

会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社取締役および監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、平成20年6月20日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載

8. 平成21年6月19日開催の定時株主総会決議に基づくもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社役付執行役員およびこれに準ずる使用人に対してストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成21年6月19日開催の第106期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社監査役 1 当社使用人 123 当社子会社の取締役 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社役付執行役員及びこれに準ずる使用人に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成21年6月19日開催の第106期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役付執行役員およびこれに準ずる使用人 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

9. 平成21年6月19日開催の取締役会決議に基づくもの

会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社取締役および監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、平成21年6月19日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

10. 平成22年6月18日開催の定時株主総会決議に基づくもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社使用人並びに当社子会社の取締役に対してストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成22年6月18日開催の第107期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 63 当社子会社の取締役 7
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	350,000株を上限とする(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	割当日の翌日から2年を経過した日から平成26年6月30日まで
新株予約権の行使の条件	当社取締役会決議および当社とこれに基づき新株予約権付与対象者のとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の総数は、合計350個を上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、本株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、決議日後、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の前日の終値(当日に終値がない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員及びこれに準ずる使用人に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成22年6月18日開催の第107期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員およびこれに準ずる使用人 20
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	100,000株を上限とする(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)2
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注)1. 新株予約権の総数は、合計100個を上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。
ただし、本株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 株式分割・株式併合の比率
なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、上記のほか、決議日後、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、上記表の期間内において、原則として当社の取締役、監査役、執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から7営業日を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 譲渡による募集新株予約権の取得の制限
譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (4) 募集新株予約権の取得条項
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 平成22年6月18日開催の取締役会決議に基づくもの

会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社取締役および監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、平成21年6月19日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	101,000株を上限とする(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)2
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 取締役については77個、監査役については24個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の総数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合等を行うことにより、対象株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 各新株予約権の行使に際して出資される金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記表における新株予約権の行使期間内において、原則として当社の取締役、監査役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から7営業日を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(4) 募集新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(5) 募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年3月13日)での決議状況 (取得期間 平成21年3月13日～平成21年6月18日)	1,500,000	250,000,000
当事業年度前における取得自己株式	149,000	21,882,000
当事業年度における取得自己株式	650,000	108,007,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	701,000	120,111,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	56.7	56.8
当期間における取得自己株式	799,000	129,889,000
提出日現在の未行使割合(%)	46.7	48.0

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年6月19日)での決議状況 (取得期間 平成21年6月19日～平成21年9月11日)	1,000,000	250,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,000,000	250,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年9月14日)での決議状況 (取得期間 平成21年9月14日～平成21年12月11日)	1,000,000	250,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	66,000	9,890,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	934,000	240,110,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	93.4	96.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	93.4	96.0

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年12月14日)での決議状況 (取得期間 平成21年12月14日~平成22年3月11日)	1,000,000	250,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	63,000	11,941,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	937,000	238,059,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	93.7	95.2
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	93.7	95.2

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成22年3月12日)での決議状況 (取得期間 平成22年3月12日~平成22年6月17日)	1,000,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,000,000	500,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成22年6月18日)での決議状況 (取得期間 平成22年6月18日~平成22年9月10日)	1,000,000	600,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,000,000	600,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	7,219	1,915,823
当期間における取得自己株式	230	139,780

(注) 当期間における取得自己株式には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (注)	85,000	16,716,000	9,000	1,611,000
保有自己株式数	1,154,303	-	1,145,533	-

- (注) 1. 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数85,000株、処分価額の総額16,716,000円)であります。
当期間の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数株9,000株、処分価額の総額1,611,000円)であります。
2. 当期間における処理自己株式には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。
3. 当期間における保有自己株式数には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社グループは今後とも、時代の変化に対応した開発投資を積極的に行い、競争力の一層の強化、経営の効率化に引き続き取り組むことにより、企業グループの総合力を高め、株主の皆様へ利益還元を図ることが基本と考えております。

従いまして、企業体質の強化を図るとともに、安定配当を確保すべくグループをあげて努力してまいります。

また、株主還元策の一環としての自己株式取得につきましては、機動的な資本政策の遂行を可能とすること等を目的として、その必要性、財務状況、株価動向等を総合的に判断いたしまして適切に対応してまいります。

平成22年3月期の利益配当金につきましては、第2四半期連結累計期間における業績において純損失計上となったことから中間配当金は無配とさせていただきますが、第4四半期より高水準の受注が続いており、最近の業績好転に伴い期末配当金は5円といたしました。

これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

また、平成23年3月期の利益配当金につきましては、1株につき中間配当金5円、期末配当金5円の年間10円とさせていただきます。予定であります。

当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成22年5月13日 取締役会決議	334	5.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第103期 平成18年3月	第104期 平成19年3月	第105期 平成20年3月	第106期 平成21年3月	第107期 平成22年3月
最高(円)	994	979	700	424	662
最低(円)	439	605	276	126	143

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	191	174	221	346	451	662
最低(円)	163	149	153	214	298	417

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 社長執行役員 (代表取締役)		西嶋 尚生	昭和22年12月14日生	昭和45年5月 ㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行)入 行 平成11年2月 ㈱東京精密営業副本部長 平成11年5月 当社営業開発部長、津上工販(㈱)常務 取締役就任 平成12年6月 当社取締役統轄本部営業開発部長 就任 平成15年4月 当社代表取締役社長就任 平成18年4月 当社代表取締役社長執行役員就任 (現)	(注) 3	10
取締役 専務執行役員 (代表取締役)		菊池 克治	昭和23年4月17日生	昭和46年4月 当社入社 平成11年5月 当社長岡工場自動機グループ グ ループリーダー 平成12年6月 当社取締役長岡工場自動機グルー プ グループリーダー就任 平成13年6月 当社常務取締役長岡工場自動旋盤 グループ グループリーダー就任 平成14年4月 当社常務取締役長岡工場技術本部 長就任 平成16年4月 当社取締役専務執行役員営業本部 長就任 平成18年4月 当社代表取締役専務執行役員営業 本部長就任 平成20年4月 当社代表取締役専務執行役員就任 (現)	(注) 3	35
取締役 専務執行役員 (代表取締役)	長岡工場長	新嶋 敏治	昭和29年11月14日生	昭和54年11月 当社入社 平成15年10月 当社技術本部自動旋盤グループ グループリーダー 平成17年4月 当社上席執行役員技術本部副本部 長 平成17年7月 当社上席執行役員技術本部長代理 平成18年4月 当社常務執行役員技術本部長 平成20年4月 当社常務執行役員技術本部長兼生 産本部副本部長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員技術本部 長兼生産本部副本部長兼長岡工場 長就任 平成21年4月 当社取締役専務執行役員長岡工場 長 平成21年6月 当社代表取締役専務執行役員長岡 工場長就任(現)	(注) 3	14

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員	管理部長	本間 利雄	昭和27年8月2日生	昭和50年4月 (株)北越銀行入行 平成14年4月 同行長岡新産支店長 平成18年4月 同行直江津支店長 平成20年4月 当社常務執行役員管理部長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員管理部長就任 (現)	(注) 3	-
取締役 常務執行役員		唐 東雷	昭和37年11月27日生	平成4年7月 (株)東京精密入社 平成17年11月 当社理事中国室長 兼 津上精密机床(浙江)有限公司 董事兼 総経理 平成21年4月 当社執行役員上海事務所長兼津上精密机 床(浙江)有限公司 董事兼総経理 平成22年4月 当社常務執行役員中国事業担当 兼 津上 精密机床(浙江)有限公司 副董事長兼総 経理 平成22年6月 当社取締役常務執行役員中国事業担当 兼 津上精密机床(浙江)有限公司 副董事 長兼総経理就任(現)	(注) 3	-
取締役		中川 威雄	昭和13年10月12日生	平成11年5月 東京大学名誉教授(現) 平成12年10月 ファインテック(株)代表取締役社長 就任(現) 平成19年6月 ファナック(株)監査役就任(現) 平成20年6月 当社取締役就任(現)	(注) 3	20
取締役		鱒見 満裕	昭和17年7月29日生	昭和40年4月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行)入行 平成5年6月 (株)さくら銀行(株)三井住友銀行)取締役就 任 平成8年6月 同行常務取締役就任 平成11年6月 同行専務執行役員 平成12年6月 さくら抵当証券(株)社長就任 平成13年6月 (株)三井ファイナンスサービス(現SMBC ファイナンスサービス(株))社長就任 SMBC抵当証券(株)社長就任 平成14年3月 三機工業(株)取締役就任(現) 平成15年6月 (株)トーホー監査役就任(現) 平成19年4月 平成21年6月 当社取締役就任(現)	(注) 3	-
常勤監査役		大宮 郁士	昭和21年8月26日生	昭和44年4月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行)入行 平成12年6月 当社常務取締役統轄本部長就任 平成13年6月 当社常務取締役長岡工場長就任 平成14年4月 当社常務取締役統轄本部長就任 平成16年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長就任 平成16年6月 当社常勤監査役就任(現)	(注) 5	16

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		太田 邦正	昭和24年2月16日生	昭和46年4月 ㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行)入行 平成8年4月 同行神戸支店長 平成11年6月 東邦レーヨン㈱取締役経理本部長就任 平成14年6月 ㈱東京精密取締役就任 平成15年4月 同社業務会社執行役員社長就任(現) 平成16年6月 同社代表取締役就任 平成16年10月 同社代表取締役C.F.O就任(現) 平成21年6月 当社監査役就任(現)	(注)5	3
監査役		宮田 芳文	昭和27年10月19日生	昭和53年4月 第一生命保険相互会社(現第一生命保険㈱)入社 平成13年4月 同社キャピタルマーケット部長 平成15年4月 同社ストラクチャー投資部長 平成17年4月 同社財務部長 平成18年4月 同社執行役員総合金融法人部長 平成20年4月 同社執行役員 平成21年4月 同社常務執行役員 平成22年4月 第一生命保険㈱常務執行役員(現) 平成22年6月 当社監査役就任(現)	(注)4	-
監査役		玉井 宏明	昭和35年3月20日生	昭和58年4月 ㈱森精機製作所入社 平成10年3月 同社企画室次長 平成12年6月 同社企画室兼総務部部长 平成14年6月 同社管理本部長 平成15年6月 同社取締役管理本部長就任 平成19年6月 同社常務取締役管理本部長就任 平成20年6月 同社専務取締役管理本部長就任(現) 平成22年6月 当社監査役就任(現)	(注)4	-
計						98

- (注) 1. 取締役中川威雄及び鱒見満裕は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 太田邦正、宮田芳文及び玉井宏明は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成22年6月18日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 平成22年6月18日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成21年6月19日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 当社は、常勤監査役に事故ある場合等に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
田中 孝房	昭和31年6月27日生	昭和55年4月 ㈱三井銀行(現㈱三井住友銀行)入行 平成13年4月 同行町屋支店長 平成14年10月 同行池袋支店長 平成16年12月 同行日比谷支店長 平成22年4月 当社へ出向 本社総務部長(現)	-

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社では、企業価値の持続的な拡大のため、迅速かつ的確な経営判断に努め、株主の負託に応えるとともに、国際社会の一員として、企業に期待される社会的責任を果たしてまいります。

また、株主・投資家に対するIR活動や情報開示に積極的に取り組み、経営の透明性の向上に努めてまいります。企業統治の体制

）企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、取締役会と監査役会による監査役制度採用会社であります。平成22年6月21日現在、取締役7名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役3名）となっております。

当社では、取締役会および監査役会をコーポレート・ガバナンスの基本機構としており、対応すべき経営課題や重要事項の決定について十分な議論、検討を尽くしたうえで、意思決定しております。さらに、コーポレート・ガバナンスの充実を目指して、「監査室」を社長直轄の組織とするとともに、「リスク管理委員会」、「情報セキュリティ委員会」などを設けています。

また、当社は東京証券取引所の上場規則に定める独立役員（社外取締役1名、社外監査役2名）を指定しております。

当社としましては、現在の社外取締役2名および社外監査役3名体制により、外部からの経営の監視機能という面でガバナンス機能を十分発揮できる体制が整っていると考えますが、上場会社として株主の利益保護の観点から、より独立した立場からの監督機能を確保することが重要であるとの認識の下、一層のガバナンス機能強化を図る目的で独立役員を確保することいたしました。

）内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を以下のように決定しております。

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ 取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため「ツガミグループ行動規範」を制定しコンプライアンス方針を定める。

ロ 取締役および使用人が法令、定款その他社内規則および社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として「内部通報制度」を構築する。なお、通報者の保護を図ることとする。

ハ 社長直轄部署として「監査室」を設置し、コンプライアンスの実施状況を内部監査する。

ニ 当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査役監査基準に従う。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を文書管理規程および情報セキュリティ管理規程等の社内規程に従って適切に保存および管理する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、リスク管理に係る委員会を設置しリスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行なうとともに、万一リスクが発生したときには迅速かつ的確な施策ができるように規程およびマニュアル等を整備して、リスク管理体制を構築する。

取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定めている事項およびその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して重要事項の決定を行なう。

また、毎月定期的に経営会議を開催し、経営情報の共有化を図るとともに、重要な業務執行に関する事項について協議し、機動的な意思決定を行い経営の効率化をすすめることとする。

当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、当社を頂点企業とする企業集団である。

イ コンプライアンスについては、「ツガミグループ行動規範」を子会社にも同様に適用する。

ロ 毎月1回の経営会議に子会社の代表者も出席し、当社および子会社間での内部統制に関する協議を進めるとともに、情報を共有化することにより、その業務の適正さを確保する。

ハ 内部監査部門（監査室）は、子会社が業務の執行において法令・社内規則およびコンプライアンスを遵守していることの確認を行なう。

監査役がその補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は監査役から請求ある場合は、監査役を補助すべき使用人を置くことができる。この場合取締役からの独立性を確保するために、補助者の人事に関しては監査役会と十分協議の上決定するものとする。監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は次の事項を監査役に報告するものとする。

- イ 会社に著しい影響を及ぼす重要な事実を発見したときは、その事実に関する事項
- ロ 法令、定款に違反する行為を発見した場合、またはその恐れがある場合には、その事実に関する事項
- ハ 内部監査部門（監査室）内部監査の結果
- ニ 内部通報制度の運用および通報の内容
 - その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- イ 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行なう。
- ロ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行なうとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ハ 監査役は、内部監査部門（監査室）とも緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる。

財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ 財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制報告制度を整備する。
- ロ 内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行なう。
- ハ 本制度の運用におけるモニタリング、評価、改善支援は内部監査部門（監査室）を責任部署として実施する。反社会勢力を排除する体制
- イ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応し、一切の関係を遮断することを基本方針として、「ツガミグループ行動規範」に明記している。
- ロ 反社会勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士、企業防衛協議会等の外部専門機関とも連携して対応する。

） 会計監査の状況

会計監査人については、新日本有限責任監査法人を選任し、監査契約を結び経営情報を逐次提供しております。監査役、会計監査人は、年間監査計画や監査報告等の定期的な会合を含め、必要に応じて随時情報交換を行い、相互連携して監査業務を推進しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、宮島道明氏、五十嵐 朗氏及び野本直樹氏であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他7名であります。

） 社外取締役および社外監査役との関係

社外取締役中川威雄氏は、東京大学名誉教授であり、ファインテック株式会社代表取締役社長であります。同社と当社との間には取引関係はありません。社外取締役中川威雄氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

社外取締役鱒見満裕氏は、三機工業株式会社取締役であり、株式会社トーヨー監査役であります。両社と当社との間には取引関係はありません

社外監査役太田邦正氏は、株式会社東京精密代表取締役C.F.O.であります。同社と当社との資本的関係につきましては、同社は当社株式4,592千株を所有し、当社は同社株式1,033千株を所有しております。当社は株式会社東京精密との間に製品販売等の取引関係があります。

社外監査役宮田芳文氏は、第一生命保険株式会社常務執行役員であります。同社と当社との資本的関係につきましては、同社は当社株式2,100千株を所有しております。当社は第一生命保険株式会社との間に企業年金保険等の保険契約があります。社外監査役宮田芳文氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

社外監査役玉井宏明氏は、株式会社森精機製作所専務取締役管理本部長であります。同社と当社との資本的関係につきましては、同社は当社株式2,000千株を所有し、当社は同社株式100千株を所有しております。当社は株式会社森精機製作所との間に製品販売等の取引関係があります。社外監査役玉井宏明氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

役員報酬および監査報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	114	95	18	-	-	6
監査役 (社外監査役を除く)	19	16	2	-	-	1
社外役員	30	25	5	-	-	6

- (注) 1. 上記には、平成21年6月19日開催の第106期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬等の額は、第103期定時株主総会において金銭報酬額として年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、また第104期定時株主総会において、この報酬等の額とは別に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬等の額は、第103期定時株主総会において金銭報酬額として年額60百万円以内、また第104期定時株主総会において、この報酬等の額とは別に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額20百万円以内と決議いただいております。

株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
23銘柄 4,267百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)東京精密	1,033,000	1,667	業務提携先との取引強化のため
Tornos Holdings SA	1,500,000	1,125	業務提携先との取引強化のため
ファナック(株)	50,000	496	業務提携先との取引強化のため
(株)山善	500,000	198	業務提携先との取引強化のため
THK(株)	59,000	120	業務提携先との取引強化のため
(株)森精機製作所	100,000	114	業務提携先との取引強化のため
(株)八十二銀行	196,000	104	取引関係強化のため
ユアサ商事(株)	1,000,000	89	業務提携先との取引強化のため
(株)第四銀行	241,000	78	取引関係強化のため
(株)北越銀行	484,426	74	取引関係強化のため

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会特別決議の定足数をより確実に充足できるようにするため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	46	1	32	-
連結子会社	-	-	-	-
計	46	1	32	-

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「財務諸表に係る内部統制構築アドバイザー業務」を委託しております。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第106期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第107期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の連結財務諸表及び第106期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表についてはあずさ監査法人による監査を受け、当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の連結財務諸表及び第107期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり異動しております。

前連結会計年度及び前事業年度	あずさ監査法人
当連結会計年度及び当事業年度	新日本有限責任監査法人

臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

新日本有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

あずさ監査法人

(2) 異動の年月日

平成21年6月19日（第106期定時株主総会開催予定日）

(3) 退任する監査公認会計士等の直近における就任年月日

昭和46年10月1日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定または異動に至った理由および経緯

当社の会計監査人であるあずさ監査法人は、平成21年6月19日開催予定の定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。当社は、経理・決算業務を長岡工場内の管理部で行っており、監査効率および監査費用を勘案し、長岡に事業所がある新日本有限責任監査法人を新たに会計監査人として選任することといたしました。

(6) 上記(5)の理由および経緯に関する退任監査公認会計士等の意見等

特段の意見はない旨の回答を得ております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適宜新しい情報を入手しております。

また、公益財団法人財務会計基準機構等の行う研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】
 (1)【連結財務諸表】
 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,238	3,892
受取手形及び売掛金	4,677	7,541
商品及び製品	1,336	1,088
仕掛品	4,755	4,635
原材料及び貯蔵品	2,088	2,479
繰延税金資産	122	136
その他	367	459
貸倒引当金	100	43
流動資産合計	16,486	20,191
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,560	7,570
減価償却累計額	3,640	3,879
建物及び構築物(純額)	3,919	3,691
機械装置及び運搬具	9,144	8,986
減価償却累計額	7,258	7,257
機械装置及び運搬具(純額)	1,886	1,729
土地	591	591
リース資産	29	31
減価償却累計額	3	8
リース資産(純額)	26	22
その他	761	794
減価償却累計額	552	621
その他(純額)	209	172
有形固定資産合計	6,633	6,208
無形固定資産	43	53
投資その他の資産		
投資有価証券	1,840	4,283
関係会社出資金	218	226
長期貸付金	3	2
繰延税金資産	335	-
その他	111	155
投資その他の資産合計	2,508	4,667
固定資産合計	9,184	10,930
繰延資産		
社債発行費	32	25
繰延資産合計	32	25
資産合計	25,703	31,147

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,129	6,946
短期借入金	500	1,008
1年内償還予定の社債	300	300
未払法人税等	46	67
賞与引当金	142	189
製品保証引当金	75	53
その他	661	730
流動負債合計	3,855	9,296
固定負債		
社債	1,200	900
繰延税金負債	-	129
退職給付引当金	823	837
役員退職慰労引当金	8	8
その他	96	92
固定負債合計	2,129	1,968
負債合計	5,984	11,264
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,599	10,599
資本剰余金	4,138	4,151
利益剰余金	5,373	4,791
自己株式	92	207
株主資本合計	20,019	19,334
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	508	463
繰延ヘッジ損益	-	99
為替換算調整勘定	20	20
評価・換算差額等合計	487	343
新株予約権	187	204
純資産合計	19,718	19,882
負債純資産合計	25,703	31,147

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
売上高	22,687	15,598
売上原価	¹ 18,068	¹ 12,538
売上総利益	4,618	3,059
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	834	632
賞与引当金繰入額	28	37
退職給付費用	104	103
技術研究費	² 629	² 752
保険料	94	85
貸倒引当金繰入額	153	14
製品保証引当金繰入額	75	53
その他	1,889	1,295
販売費及び一般管理費合計	3,808	2,974
営業利益	810	84
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	37	26
受取賃貸料	11	4
受取保険金	26	41
助成金収入	42	127
その他	30	95
営業外収益合計	149	295
営業外費用		
支払利息	31	21
手形売却損	106	40
休止費用	³ 128	³ 321
為替差損	-	68
その他	66	46
営業外費用合計	332	498
経常利益又は経常損失()	626	117

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	4 1	-
新株予約権戻入益	105	-
特別利益合計	106	-
特別損失		
固定資産除却損	5 8	0
固定資産売却損	-	6 1
減損損失	7 99	-
投資有価証券評価損	1,163	-
たな卸資産除却損	31	-
たな卸資産評価損	24	-
退職給付費用	68	-
製品保証引当金繰入額	64	-
その他	27	-
特別損失合計	1,488	1
税金等調整前当期純損失()	754	119
法人税、住民税及び事業税	60	72
過年度法人税等	-	17
法人税等調整額	58	35
法人税等合計	118	125
当期純損失()	873	244

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	10,599	10,599
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	10,599	10,599
資本剰余金		
前期末残高	4,138	4,138
当期変動額		
自己株式の処分	-	12
当期変動額合計	-	12
当期末残高	4,138	4,151
利益剰余金		
前期末残高	6,936	5,373
当期変動額		
剰余金の配当	679	337
当期純損失()	873	244
自己株式の処分	9	-
当期変動額合計	1,562	582
当期末残高	5,373	4,791
自己株式		
前期末残高	50	92
当期変動額		
自己株式の取得	84	131
自己株式の処分	42	16
当期変動額合計	41	115
当期末残高	92	207
株主資本合計		
前期末残高	21,623	20,019
当期変動額		
剰余金の配当	679	337
当期純損失()	873	244
自己株式の取得	84	131
自己株式の処分	32	29
当期変動額合計	1,604	685
当期末残高	20,019	19,334
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	40	508
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	548	971
当期変動額合計	548	971
当期末残高	508	463

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	99
当期変動額合計	-	99
当期末残高	-	99
為替換算調整勘定		
前期末残高	26	20
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5	41
当期変動額合計	5	41
当期末残高	20	20
評価・換算差額等合計		
前期末残高	66	487
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	554	831
当期変動額合計	554	831
当期末残高	487	343
新株予約権		
前期末残高	226	187
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	39	17
当期変動額合計	39	17
当期末残高	187	204
純資産合計		
前期末残高	21,916	19,718
当期変動額		
剰余金の配当	679	337
当期純損失（ ）	873	244
自己株式の取得	84	131
自己株式の処分	32	29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	593	849
当期変動額合計	2,197	163
当期末残高	19,718	19,882

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	754	119
減価償却費	927	750
投資有価証券評価損益(は益)	1,163	-
減損損失	99	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	43	56
退職給付引当金の増減額(は減少)	33	13
受取利息及び受取配当金	38	26
支払利息	31	21
固定資産除却損	5	-
固定資産売却損益(は益)	-	1
売上債権の増減額(は増加)	4,988	2,880
たな卸資産の増減額(は増加)	868	63
仕入債務の増減額(は減少)	6,096	4,878
その他	111	177
小計	1,160	2,341
利息及び配当金の受取額	38	26
利息の支払額	31	21
法人税等の支払額	728	47
営業活動によるキャッシュ・フロー	439	2,299
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	70	70
定期預金の払戻による収入	70	70
有形固定資産の取得による支出	809	306
有形固定資産の売却による収入	163	10
投資有価証券の取得による支出	1,150	1,081
貸付金の回収による収入	0	24
その他	5	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,803	1,358
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	11,200	1,808
短期借入金の返済による支出	10,700	1,300
自己株式の売却による収入	9	0
社債の発行による収入	1,466	-
社債の償還による支出	-	300
自己株式の取得による支出	84	131
配当金の支払額	677	338
リース債務の返済による支出	3	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,210	268
現金及び現金同等物に係る換算差額	11	17
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	164	654
現金及び現金同等物の期首残高	3,352	3,188
現金及び現金同等物の期末残高	3,188	3,842

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数4社 (株)ツガミマシナリー (株)ツガミプレジジョン (株)ツガミ総合サービス 津上精密机床(浙江)有限公司 前連結会計年度において連結子会社でありました(株)ツガミシマモトは、平成21年1月1日付で(株)ツガミへ吸収合併しております。</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社 TSUGAMI (THAI) TSUGAMI GmbH</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(1) 連結子会社の数4社 (株)ツガミマシナリー (株)ツガミプレジジョン (株)ツガミ総合サービス 津上精密机床(浙江)有限公司</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社 TSUGAMI (THAI) TSUGAMI GmbH TSUGAMI KOREA Co.,Ltd (連結の範囲から除いた理由) 同左</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社0社 (2) 持分法を適用しない非連結子会社 (TSUGAMI (THAI)、TSUGAMI GmbH)及び関連会社(株)ファスナー工販、REM SALES LLC)は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。</p>	<p>(1) 同左 (2) 持分法を適用しない非連結子会社 (TSUGAMI (THAI)、TSUGAMI GmbH、TSUGAMI KOREA Co.,Ltd)及び関連会社(株)ファスナー工販、REM SALES LLC)は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社のうち、津上精密机床(浙江)有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に際しましては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。</p>	<p>同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p>	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>デリバティブ</p> <p>たな卸資産 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）（会計方針の変更） 当社及び国内連結子会社は、通常の販売目的で保有するたな卸資産について、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ50百万円減少、税金等調整前当期純損失は74百万円増加しております。</p> <p>有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び在外子会社については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 15年～38年 機械装置及び運搬具 9年 （追加情報） 当社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を10年としておりましたが、当連結会計年度より9年に変更しております。 これは、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことによるものであります。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ40百万円減少、税金等調整前当期純損失は40百万円増加しております。</p>	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 時価法 たな卸資産 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）</p> <p>有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び在外子会社については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 15年～38年 機械装置及び運搬具 9年</p>

項目	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く)定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>長期前払費用 定額法によっております。</p> <p>社債発行費 社債の償還までの期間(5年)にわたり定額法により償却しております。</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末において、支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため、計上しておりません。</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>リース資産 同左</p> <p>長期前払費用 同左</p> <p>社債発行費 同左</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異(2,180百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>一部の連結子会社については、役員の退職により支給する役員退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給限度額を計上しております。</p> <p>製品保証引当金</p> <p>当社は製品販売後の無償保証期間に生じる補修費の支出に備えるため、過去の実績率等に基づく見込額を計上しております。</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>同左</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3) (企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>なお、これによる営業利益、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び一部の国内連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、平成22年1月より適格退職年金制度を確定給付企業年金制度へ、移行しております。</p> <p>なお、これによる営業利益、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>同左</p> <p>製品保証引当金</p> <p>当社は製品販売後の無償保証期間に生じる補修費の支出に備えるため、過去の実績率等に基づく見込額を計上しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>従来、販売後の無償保証期間に生じる補修費については、補修作業等の発生時の費用として計上していましたが、当連結会計年度より、売上高に対する過去の実績率等に基づいて製品保証引当金を計上する方法に変更しております。</p> <p>これは、近年における技術の高度化及び品質レベルの向上による補修サービスの重要性を背景として、当該補修サービスに係る費用の重要性が増してきたこととともに、補修費データが整備・蓄積されてきたことから、期間損益の適正化を図ることを目的として行われたものであります。</p> <p>これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益はそれぞれ10百万円増加、税金等調整前当期純損失は75百万円増加しております。</p>	
(5) 重要なヘッジ会計の方法		<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は下記のとおりであります。 ヘッジ手段...為替予約 ヘッジ対象...外貨建金銭債権</p> <p>ヘッジ方針 為替変動リスクの回避並びに損益確定のため、対象債権の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジ有効評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判断は省略しております。</p>
(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的投資からなっております。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

項目	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 連結財務諸表における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い	当連結会計年度より、「連結財務諸表における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる損益へ与える影響はありません。	
2. リース取引に関する会計基準	所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及びリース取引に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益へ与える影響はありません。	

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>1. 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ1,008百万円、6,503百万円、1,533百万円であります。</p>	
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>2. 前連結会計年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「繰延税金資産」は、当連結会計年度において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前連結会計年度末の「繰延税金資産」は117百万円であります。</p>	
	<p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、当連結会計年度において、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前連結会計年度における「為替差損」の金額は18百万円であります。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 16百万円 2. 受取手形割引高 812百万円 輸出受取手形割引高 3,069百万円 3.	1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 16百万円 2. 受取手形割引高 476百万円 輸出受取手形割引高 831百万円 3. 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 189百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)						
<p>1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">50百万円</p> <p>2. 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に 含まれる研究開発費 629百万円</p> <p>3. 休止費用は、当社及び連結子会社の操業一時休止に伴う費用であり、その内訳は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">労務費 86百万円 減価償却費 40百万円 その他 1百万円 計 128百万円</p> <p>4. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">土地 1百万円</p> <p>5. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">建物 4百万円 その他 4百万円 計 8百万円</p> <p>6.</p> <p>7. 減損損失の内訳は次のとおりであります。 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">東京都板橋区</td> <td style="text-align: center;">売却予定資産</td> <td style="text-align: center;">建物等</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、資産を事業の関連性によりグルーピングしております。</p> <p>上記の売却予定資産については帳簿価額に比べ売却予定額が低いことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し99百万円を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能額につきましては正味売却価額により測定しており、売却予定額に基づき算出しております。</p> <p>なお、減損損失計上時に売却予定であった上記の資産につきましては平成20年9月に売却済みであります。</p>	場所	用途	種類	東京都板橋区	売却予定資産	建物等	<p>1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">68百万円</p> <p>2. 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に 含まれる研究開発費 752百万円</p> <p>3. 休止費用は、当社及び連結子会社の操業一時休止に伴う費用であり、その内訳は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">労務費 244百万円 減価償却費 70百万円 その他 6百万円 計 321百万円</p> <p>4.</p> <p>5.</p> <p>6. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">機械装置 1百万円</p> <p>7.</p>
場所	用途	種類					
東京都板橋区	売却予定資産	建物等					

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	68,019	-	-	68,019
合計	68,019	-	-	68,019
自己株式				
普通株式	130	433	111	453
合計	130	433	111	453

(注) 1. 自己株式の普通株式の株式数の増加433千株は、単元未満株式の買取りによる増加14千株、当社が取得した自己株式419千株であります。

2. 自己株式の普通株式の株式数の減少111千株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	187
	合計	-	-	-	-	-	187

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	339	5.00	平成20年3月31日	平成20年6月3日
平成20年11月10日 取締役会	普通株式	339	5.00	平成20年9月30日	平成20年11月27日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月14日 取締役会	普通株式	337	利益剰余金	5.00	平成21年3月31日	平成21年6月2日

当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	68,019	-	-	68,019
合計	68,019	-	-	68,019
自己株式				
普通株式	453	786	85	1,154
合計	453	786	85	1,154

- (注) 1. 自己株式の普通株式の株式数の増加786千株は、単元未満株式の買取りによる増加7千株、取締役会決議により当社が取得した自己株式779千株であります。
2. 自己株式の普通株式の株式数の減少85千株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	204
	合計	-	-	-	-	-	204

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成21年5月14日 取締役会	普通株式	337	5.00	平成21年3月31日	平成21年6月2日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年5月13日 取締役会	普通株式	334	利益剰余金	5.00	平成22年3月31日	平成22年6月1日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 3,238百万円	現金及び預金勘定 3,892百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 50百万円	預入期間が3か月を超える定期預金 50百万円
現金及び現金同等物 3,188百万円	現金及び現金同等物 3,842百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																																					
<p>ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、工作機械事業及び専用機その他の事業における事務機器(工具、器具及び備品)等であり ます。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4.会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: right;">(単位:百万円)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">取得価額相当額</th> <th style="text-align: left;">減価償却累計額相当額</th> <th style="text-align: left;">期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">17</td> <td style="text-align: right;">12</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td style="text-align: right;">60</td> <td style="text-align: right;">46</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産・その他</td> <td style="text-align: right;">8</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">86</td> <td style="text-align: right;">65</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2)未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">13百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">23百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">23百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	(単位:百万円)			取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	機械装置及び運搬具	17	12	有形固定資産・その他	60	46	無形固定資産・その他	8	6	合計	86	65	1年以内	13百万円	1年超	8百万円	計	21百万円	支払リース料	23百万円	減価償却費相当額	23百万円	<p>ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、工作機械事業及び専用機その他の事業における事務機器(工具、器具及び備品)等であり ます。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4.会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: right;">(単位:百万円)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">取得価額相当額</th> <th style="text-align: left;">減価償却累計額相当額</th> <th style="text-align: left;">期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">10</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td style="text-align: right;">37</td> <td style="text-align: right;">32</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">48</td> <td style="text-align: right;">40</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2)未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	(単位:百万円)			取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	機械装置及び運搬具	10	8	有形固定資産・その他	37	32	合計	48	40	1年以内	5百万円	1年超	1百万円	計	7百万円	支払リース料	8百万円	減価償却費相当額	8百万円
(単位:百万円)																																																						
取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																																				
機械装置及び運搬具	17	12																																																				
有形固定資産・その他	60	46																																																				
無形固定資産・その他	8	6																																																				
合計	86	65																																																				
1年以内	13百万円																																																					
1年超	8百万円																																																					
計	21百万円																																																					
支払リース料	23百万円																																																					
減価償却費相当額	23百万円																																																					
(単位:百万円)																																																						
取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																																				
機械装置及び運搬具	10	8																																																				
有形固定資産・その他	37	32																																																				
合計	48	40																																																				
1年以内	5百万円																																																					
1年超	1百万円																																																					
計	7百万円																																																					
支払リース料	8百万円																																																					
減価償却費相当額	8百万円																																																					

(金融商品関係)

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、国内外における事業遂行のために、必要な資金を銀行借入等により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後4年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、社内ルールに従い、担当部門が決裁者の承認を得て行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金担当部門が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	3,892	3,892	-
(2) 受取手形及び売掛金	7,541	7,541	-
(3) 投資有価証券	4,264	4,264	-
資産計	15,699	15,699	-
(1) 支払手形及び買掛金	6,946	6,946	-
(2) 短期借入金	1,008	1,008	-
(3) 1年内償還予定の社債	300	300	-
(4) 社債	900	908	8
負債計	9,154	9,162	8
デリバティブ取引(*)	99	99	-

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)1年内償還予定の社債、(4)社債

当社の発行する社債は、私募債で市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	2
関連会社株式	16

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金(*)	3,882	-	-	-
受取手形及び売掛金	7,541	-	-	-
合計	11,424	-	-	-

(*)現金は除いております。

4. 社債及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照下さい。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成21年3月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度(平成21年3月31日)		
		取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	610	666	56
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	610	666	56
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,719	1,154	564
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,719	1,154	564
合計		2,330	1,821	508

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

その他有価証券のうち時価のある株式について時価が30%を超えて50%程度までの範囲で下落した銘柄については、個別に回復可能性の判定を行い減損処理の要否を決定しております。

その他有価証券で時価のある株式について1,163百万円減損処理を行っております。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前連結会計年度(平成21年3月31日)
	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	2

(注) その他有価証券で時価のない株式について、減損処理の対象となった銘柄はありません。

当連結会計年度（平成22年3月31日）

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	3,783	2,721	1,061
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	3,783	2,721	1,061
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	481	665	183
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	481	665	183
合計		4,264	3,387	877

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 2百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

その他有価証券のうち時価のある株式について時価が30%を超えて50%程度までの範囲で下落した銘柄については、個別に回復可能性の判定を行い減損処理の要否を決定しております。

その他有価証券で時価のある株式及び時価のない株式について、減損処理の対象となった銘柄はありません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(3) 取引の利用目的

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

ヘッジ会計の方法

為替予約につきましては、振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ... 為替予約

ヘッジ対象 ... 売掛金、買掛金

ヘッジ方針

為替リスクの回避並びに損益確定のため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。

なお、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務担当部門が決裁権者の承認を得て行っております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

期末残高がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度(平成22年3月31日)		
			契約額等 (百万円) (千US\$)	契約額のうち 1年超 (百万円) (千US\$)	時価 (百万円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 (米ドル)	売掛金	3,048 (33,879)	- -	99

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、退職一時金制度と確定給付企業年金制度を併用しております。なお、当社及び一部の国内連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、平成22年1月より適格退職年金制度を確定給付企業年金制度へ移行しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
(1) 退職給付債務(百万円)	2,483	2,304
(2) 年金資産(百万円)	611	778
(3) 未積立退職給付債務(百万円)(1)+(2)	1,872	1,525
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(百万円)	835	696
(5) 未認識数理計算上の差異(百万円)	212	7
(6) 未認識過去勤務債務(百万円)	-	-
(7) 連結貸借対照表計上額純額(百万円) (3)+(4)+(5)+(6)	823	837
(8) 前払年金費用(百万円)	-	-
(9) 退職給付引当金(百万円)(7)-(8)	823	837

(注) 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております

3. 退職給付費用の内訳

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
退職給付費用(百万円)	430	356
(1) 勤務費用(百万円)	131	125
(2) 利息費用(百万円)	35	34
(3) 期待運用収益(百万円)	10	12
(4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額 (百万円)	139	139
(5) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	66	69
(6) その他(百万円)(注2)	68	-

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「(1) 勤務費用」に計上しております。

2. 当社と連結子会社である㈱ツガミシマモトは、平成21年1月1日に合併したため、㈱ツガミシマモトの前連結会計年度末の退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法に変更したことにより、特別損失に計上したものであります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(2) 割引率(%)	1.5	1.5
(3) 期待運用収益率(%)	2.0	2.0
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	-	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生の翌連結会計年度から5年	発生の翌連結会計年度から5年
(6) 会計基準変更時差異の処理年数(年)	15	15

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名並びに利益として計上した金額

売上原価 16百万円
販売費及び一般管理費 73百万円
新株予約権戻入益 105百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成16年	平成17年
	第1回一般型新株予約権(注)2	第2回一般型新株予約権(注)2
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名 当社使用人 46名 当社子会社の役員及び使用人 16名	当社取締役 1名 当社使用人 40名 当社子会社の役員及び使用人 11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 650,000株	普通株式 360,000株
付与日	平成16年7月1日	平成17年7月1日
権利確定条件	該当事項なし	該当事項なし
対象勤務期間	平成16年7月1日～平成18年6月30日	平成17年7月1日～平成19年6月30日
権利行使期間	平成18年7月1日～平成21年6月30日	平成19年7月1日～平成22年6月30日

	平成17年	平成18年
	第1回報酬型新株予約権	第3回一般型新株予約権(注)2
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名 当社使用人 7名	当社使用人 45名 当社子会社の取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 220,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成17年7月1日	平成18年7月3日
権利確定条件	(注)3	該当事項なし
対象勤務期間	該当事項なし	平成18年7月3日～平成20年7月3日
権利行使期間	平成17年7月1日～平成27年6月30日	平成20年7月4日～平成23年6月30日

	平成18年 株式報酬型ストック・オプションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オプションBプラン
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名	当社役付執行役員 8名 これに準ずる使用人 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 78,000株	普通株式 72,000株
付与日	平成18年7月20日	平成18年7月20日
権利確定条件	(注)3	(注)3
(注)2対象勤務期間	該当事項なし	該当事項なし
権利行使期間	平成18年7月21日～平成38年7月20日	平成18年7月21日～平成38年7月20日

	平成19年 第4回一般型新株予約権(注)2	平成19年 株式報酬型ストック・オプションAプラン
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 42名 当社子会社の取締役 7名	当社取締役 4名 当社監査役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 350,000株	普通株式 101,000株
付与日	平成19年7月9日	平成19年7月9日
権利確定条件	該当事項なし	(注)3
対象勤務期間	平成19年7月9日～平成21年7月9日	該当事項なし
権利行使期間	平成21年7月10日～平成24年6月30日	平成19年7月10日～平成39年7月9日

	平成19年 株式報酬型ストック・オプションBプラン	平成20年 第5回一般型新株予約権(注)2
付与対象者の区分及び人数	当社の役付執行役員 11名 当社使用人 1名	当社使用人 76名 当社子会社の取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 89,000株	普通株式 350,000株
付与日	平成19年7月9日	平成20年7月7日
権利確定条件	(注)3	該当事項なし
対象勤務期間	該当事項なし	平成20年7月7日～平成22年7月7日
権利行使期間	平成19年7月10日～平成39年7月9日	平成22年7月8日～平成25年6月30日

	平成20年 株式報酬型ストック・オプションAプラン	平成20年 株式報酬型ストック・オプションBプラン
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 4名	当社の役付執行役員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 100,000株	普通株式 51,000株
付与日	平成20年7月7日	平成20年7月7日
権利確定条件	(注)3	(注)3
対象勤務期間	該当事項なし	該当事項なし
権利行使期間	平成20年7月8日～平成40年7月7日	平成22年7月8日～平成40年7月7日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 一般型新株予約権は全て平成21年3月13日付けで当社が全部を無償で取得し消却しております。
3. 原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日(以下、「役員等退任日」という。)の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

前連結会計年度（平成21年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成16年 第1回一般型新株予約権	平成17年 第2回一般型新株予約権	平成17年 第1回報酬型新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	195,000	360,000	180,000
権利確定	-	-	-
権利行使	33,000	-	36,000
失効	162,000 (注)	360,000 (注)	-
未行使残	-	-	144,000

	平成18年 第3回一般型新株予約権	平成18年 株式報酬型ストック・オプションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オプションBプラン
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	340,000	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	340,000	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	78,000	59,000
権利確定	340,000	-	-
権利行使	-	12,000	8,000
失効	340,000 (注)	-	-
未行使残	-	66,000	51,000

	平成19年 第4回一般型新株予約権	平成19年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成19年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	350,000	-	-
付与	-	-	-
失効	350,000 (注)	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	101,000	89,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	13,000	9,000
失効	-	-	3,000
未行使残	-	88,000	77,000

	平成20年 第5回一般型新株予約権	平成20年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成20年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	350,000	100,000	51,000
失効	350,000 (注)	-	-
権利確定	-	100,000	51,000
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	100,000	51,000
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	100,000	51,000

(注) 平成21年3月13日付けで当社が無償で取得し消却したことによるものであります。

単価情報

	平成16年 第1回一般型新株予約権	平成17年 第2回一般型新株予約権	平成17年 第1回報酬型新株予約権
権利行使価格 (円)	286	575	1
行使時平均株価 (円)	338	-	387
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-

	平成18年 第3回一般型新株予約権	平成18年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利行使価格 (円)	759	1	1
行使時平均株価 (円)	-	411	358
公正な評価単価(付与日)(円)	176	608	608

	平成19年 第4回一般型新株予約権	平成19年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成19年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利行使価格 (円)	600	1	1
行使時平均株価 (円)	-	411	358
公正な評価単価(付与日)(円)	138	513	513

	平成20年 第4回一般型新株予約権	平成20年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成20年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利行使価格 (円)	422	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	58	279	279

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成20年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ法

主な基礎数値及び見積方法

	平成20年 一般型新株予約権	平成20年 報酬型新株予約権 Aプラン及びBプラン
株価変動性(注)1	33.262%	52.965%
予想残存期間(注)2	3.5年	10.0年
予想配当(注)3	10.00円/株	10.00円/株
無リスク利率(注)4	1.101%	1.693%

(注)1. 平成20年一般型新株予約権については、過去3.5年間(平成17年1月～平成20年6月)の各月の最終取引日における終値に基づき算定しております。平成20年報酬型新株予約権Aプラン及びBプランについては過去10年間(平成10年6月～平成20年6月)の各月の最終取引日における終値に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間中の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成20年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名並びに利益として計上した金額

売上原価 3百万円
販売費及び一般管理費 43百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成17年 第1回報酬型新株予約権	平成18年 株式報酬型ストック・オプションAプラン
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名 当社使用人 7名	当社取締役 4名 当社監査役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 220,000株	普通株式 78,000株
付与日	平成17年7月1日	平成18年7月20日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	該当事項なし	該当事項なし
権利行使期間	平成17年7月1日～平成37年6月30日	平成18年7月21日～平成38年7月20日

	平成18年 株式報酬型ストック・オプションBプラン	平成19年 株式報酬型ストック・オプションAプラン
付与対象者の区分及び人数	当社役付執行役員 8名 これに準ずる使用人 3名	当社取締役 4名 当社監査役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 72,000株	普通株式 101,000株
付与日	平成18年7月20日	平成19年7月9日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	該当事項なし	該当事項なし
権利行使期間	平成18年7月21日～平成38年7月20日	平成19年7月10日～平成39年7月9日

	平成19年 株式報酬型ストック・オプションBプラン	平成20年 株式報酬型ストック・オプションAプラン
付与対象者の区分及び人数	当社の役付執行役員 11名 当社使用人 1名	当社取締役 7名 当社監査役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 89,000株	普通株式 100,000株
付与日	平成19年7月9日	平成20年7月7日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	該当事項なし	該当事項なし
権利行使期間	平成19年7月10日～平成39年7月9日	平成20年7月8日～平成40年7月7日

	平成20年 株式報酬型ストック・オプションBプラン	平成21年 第6回一般型新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の役付執行役員 18名	当社取締役 5名 当社監査役 1名 当社使用人 123名 当社子会社の取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 51,000株	普通株式 800,000株
付与日	平成20年7月7日	平成21年7月6日
権利確定条件	(注)2	該当事項なし
対象勤務期間	該当事項なし	平成21年7月6日～平成23年7月6日
権利行使期間	平成20年7月8日～平成40年7月7日	平成23年7月7日～平成26年6月30日

	平成21年 株式報酬型ストック・オプションAプラン	平成21年 株式報酬型ストック・オプションBプラン
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 4名	当社の役付執行役員およびこれに準ずる使用人 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 191,000株	普通株式 111,000株
付与日	平成21年7月6日	平成21年7月6日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	該当事項なし	該当事項なし
権利行使期間	平成21年7月7日～平成41年7月6日	平成21年7月7日～平成41年7月6日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

- 原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日(以下、「役員等退任日」という。)の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成22年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年 第1回報酬型新株予約権	平成18年 株式報酬型ストック・オプションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オプションBプラン
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	144,000	66,000	51,000
権利確定	-	-	-
権利行使	25,000	15,000	5,000
失効	-	-	-
未行使残	119,000	51,000	46,000

	平成19年 株式報酬型ストック・オプションAプラン	平成19年 株式報酬型ストック・オプションBプラン	平成20年 株式報酬型ストック・オプションAプラン
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	88,000	77,000	100,000
権利確定	-	-	-
権利行使	21,000	5,000	14,000
失効	-	-	3,000
未行使残	67,000	72,000	83,000

	平成20年 株式報酬型ストック・オプションBプラン	平成21年 第6回一般型新株予約権	平成21年 株式報酬型ストック・オプションAプラン
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	800,000	191,000
失効	-	-	-
権利確定	-	-	191,000
未確定残	-	800,000	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	51,000	-	-
権利確定	-	-	191,000
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	51,000	-	191,000

	平成21年 株式報酬型ストック・オプションBプラン
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	111,000
失効	-
権利確定	111,000
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	111,000
権利行使	-
失効	-
未行使残	111,000

単価情報

	平成17年 第1回報酬型新株予約権	平成18年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	162	165
公正な評価単価(付与日)(円)	-	608	608

	平成19年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成19年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン	平成20年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	161	165	168
公正な評価単価(付与日)(円)	513	513	279

	平成20年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン	平成21年 第6回一般型新株予約権	平成21年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン
権利行使価格 (円)	1	225	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	279	31	123

	平成21年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	-
公正な評価単価(付与日)(円)	123

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成20年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ法
主な基礎数値及び見積方法

	平成21年 一般型新株予約権	平成21年 報酬型新株予約権 Aプラン及びBプラン
株価変動性(注)1	37.044%	43.780%
予想残存期間(注)2	3.5年	10.0年
予想配当(注)3	10.00円/株	10.00円/株
無リスク利子率(注)4	0.448%	1.306%

(注)1. 平成21年一般型新株予約権については、過去3.5年間(平成18年1月～平成21年6月)の各月の最終取引日における終値に基づき算定しております。平成21年報酬型新株予約権Aプラン及びBプランについては過去10年間(平成11年6月～平成21年6月)の各月の最終取引日における終値に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間中の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 平成21年3月期の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)																																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">88百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">57</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">335</td></tr> <tr><td>製品保証引当金</td><td style="text-align: right;">30</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">89</td></tr> <tr><td>たな卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">40</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">48</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">61</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">682</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">52</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,494</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">1,036</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">457</td></tr> </table>	貸倒引当金	88百万円	賞与引当金	57	退職給付引当金	335	製品保証引当金	30	投資有価証券評価損	89	たな卸資産評価損	40	減損損失	48	未払事業税	6	株式報酬費用	61	繰越欠損金	682	その他	52	繰延税金資産小計	1,494	評価性引当額	1,036	繰延税金資産合計	457	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">92百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">76</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">340</td></tr> <tr><td>製品保証引当金</td><td style="text-align: right;">21</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">89</td></tr> <tr><td>たな卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">68</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">48</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">64</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">766</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">52</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,619</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">1,147</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">472</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券差額金</td><td style="text-align: right;">414</td></tr> <tr><td>在外子会社の留保利益</td><td style="text-align: right;">51</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">465</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">7</td></tr> </table>	貸倒引当金	92百万円	賞与引当金	76	退職給付引当金	340	製品保証引当金	21	投資有価証券評価損	89	たな卸資産評価損	68	減損損失	48	未払事業税	3	株式報酬費用	64	繰越欠損金	766	その他	52	繰延税金資産小計	1,619	評価性引当額	1,147	繰延税金資産合計	472	その他有価証券差額金	414	在外子会社の留保利益	51	繰延税金負債合計	465	繰延税金資産の純額	7
貸倒引当金	88百万円																																																																
賞与引当金	57																																																																
退職給付引当金	335																																																																
製品保証引当金	30																																																																
投資有価証券評価損	89																																																																
たな卸資産評価損	40																																																																
減損損失	48																																																																
未払事業税	6																																																																
株式報酬費用	61																																																																
繰越欠損金	682																																																																
その他	52																																																																
繰延税金資産小計	1,494																																																																
評価性引当額	1,036																																																																
繰延税金資産合計	457																																																																
貸倒引当金	92百万円																																																																
賞与引当金	76																																																																
退職給付引当金	340																																																																
製品保証引当金	21																																																																
投資有価証券評価損	89																																																																
たな卸資産評価損	68																																																																
減損損失	48																																																																
未払事業税	3																																																																
株式報酬費用	64																																																																
繰越欠損金	766																																																																
その他	52																																																																
繰延税金資産小計	1,619																																																																
評価性引当額	1,147																																																																
繰延税金資産合計	472																																																																
その他有価証券差額金	414																																																																
在外子会社の留保利益	51																																																																
繰延税金負債合計	465																																																																
繰延税金資産の純額	7																																																																
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当期については、税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当期については、税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。</p>																																																																

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

共通支配下の取引等

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社ツガミシマモト

事業の内容 主として当社製品の加工及び組立

(2) 企業結合の法的形式

株式会社ツガミ(当社)を存続会社、株式会社ツガミシマモト(当社の連結子会社)を消滅会社とする吸収合併。

(3) 結合後企業の名称

株式会社ツガミ(当社)

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社の100%子会社である株式会社ツガミシマモトは、当社製品の加工及び組立を行ってまいりましたが、当社グループを取り巻く経営環境の変化に対応し、グループ経営の効率化を図る目的のため、平成21年1月1日付で当社に吸収合併することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

共通支配下の取引として処理しております。

なお、この企業結合の結果、当社個別財務諸表においては抱合せ株式消滅差益を特別利益に計上しておりますが、連結財務諸表においては、内部取引として消去されております。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

工作機械事業の売上高、営業利益及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

	工作機械事業 (百万円)	専用機その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
・売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	15,084	514	15,598	-	15,598
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	15,084	514	15,598	-	15,598
営業費用	15,082	430	15,513	-	15,513
営業利益	1	83	84	-	84
・資産、減価償却費及び資本的支出					
資産	22,643	1,112	23,756	7,391	31,147
減価償却費	633	116	750	-	750
資本的支出	381	-	381	-	381

(注) 1. 事業区分は、製品の種類別区分によっております。

2. 各区分の主な製品

(1) 工作機械事業：CNC精密自動旋盤、CNC精密円筒研削盤、マシニングセンタ、転造盤

(2) 専用機その他の事業：専用機、ゲージブロック、ロールダイス、ねじインサート

3. 営業費用の配賦方法の変更

当連結会計年度のセグメント別営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能費用の金額はありません。

なお、前連結会計年度まで、主に当社本社の総務部門費等管理部門に係る費用を、配賦不能費用として消去又は全社の項目に含めておりましたが、セグメント別の損益をより明確に表示するため、第1四半期連結累計期間より、それぞれの費用の性質に応じ、合理的な配賦基準に基づき、各セグメントへ配賦することに変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「工作機械事業」が598百万円、「専用機その他の事業」が21百万円、それぞれ営業費用が増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、7,391百万円であり、その主なものは、当社本社での余資運用資金(現預金及び有価証券)及び管理部門に係る資産であります。

5. 減価償却費及び資本的支出には、長期前払費用の償却額及び増加額が含まれております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメント資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメントの記載を省略しております。

当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

	日本 (百万円)	中国 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
・売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	12,062	3,536	15,598	-	15,598
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2,969	1,140	4,109	(4,109)	-
計	15,031	4,676	19,708	(4,109)	15,598
営業費用	15,317	4,319	19,637	(4,123)	15,513
営業利益又は営業損失()	286	357	71	13	84
・資産	22,527	5,413	27,941	3,205	31,147

(注) 1. 国別の区分の方法は、事業活動の地域的独立性によっております。

2. 営業費用の配賦方法の変更

当連結会計年度のセグメント別営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能費用の金額はありません。

なお、前連結会計年度まで、主に当社本社の総務部門費等管理部門に係る費用を、配賦不能費用として消去又は全社の項目に含めておりましたが、所在地別セグメント管理の重要性が増し、セグメント別の損益をより明確に表示するため、第1四半期連結累計期間より、それぞれの費用の性質に応じ、合理的な配賦基準に基づき、各セグメントへ配賦することに変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「日本」の営業費用は620百万円増加し、営業損失は同額増加しております。

3. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、7,391百万円であり、その主なものは、当社本社での余資運用資金(現預金及び有価証券)及び管理部門に係る資産であります。

【海外売上高】

前連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	計
海外売上高(百万円)	7,814	2,381	1,714	11,911
連結売上高(百万円)				22,687
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	34.4	10.5	7.6	52.5

当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	計
海外売上高(百万円)	10,234	638	378	11,251
連結売上高(百万円)				15,598
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	65.6	4.1	2.4	72.1

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....台湾、タイ、香港、シンガポール、中国、韓国、インド、フィリピン

(2) アメリカ.....アメリカ合衆国

(3) ヨーロッパ.....ドイツ、スイス、イタリア、フランス

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	REM SALES LLC	米国 コネチカット州	6,780	工作機械販売業	(所有) 直接 29.50%	米国における当社製品の販売	当社製品の販売	2,360	売掛金	50

(注) 1. 取引金額には消費税は含まれておりません。

2. 当社製品の販売については、市場価格を参考に決定しております。

当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員	太田邦正	-	当社監査役 東京精密代表取締役	(所有)直接 2.50% (被所有)直接 6.91%	-	-	当社製品の販売	3		
							商品の仕入	29	支払手形 買掛金	17 1
							増資の引受	999		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売、同社商品の仕入等は、市場価額を参考に決定しております。

増資の引受は株式会社東京精密が平成21年12月3日に行った第三者割当増資968,000株を1株1,033円で当社が全額引受けたものであります。発行価額は、増資に係る取締役会決議日の前日までの直近1ヶ月の東京証券取引所における終値平均株価1,135円を参考として決定しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	289.07円	1株当たり純資産額	294.29円
1株当たり当期純損失金額()	12.88円	1株当たり当期純損失金額()	3.65円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失()(百万円)	873	244
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(百万円)	873	244
期中平均株式数(千株)	67,826	67,020
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

ストックオプションの決議

提出会社は、平成21年6月19日開催の第106期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しております。その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(9)ストックオプション制度の内容」8.平成21年6月19日開催の定時株主総会決議に基づくものに記載のとおりであります。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

ストックオプションの決議

提出会社は、平成22年6月18日開催の第107期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しております。その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(9)ストックオプション制度の内容」10.平成22年6月18日開催の定時株主総会決議に基づくものに記載のとおりであります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
㈱ツガミ	第1回無担保社債 (注)1.2	平成年月日	1,500	1,200	1.0	なし	平成年月日
		20.12.29	(300)	(300)			25.12.27
合計	-	-	1,500 (300)	1,200 (300)	-	-	-

(注)1.()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2.連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
300	300	300	300	-

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	500	1,008	1.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	5	9	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	21	31	-	平成23年~25年
合計	527	1,050	-	-

(注)1.平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2.リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3.長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	9	9	8	4

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	第2四半期 自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	第3四半期 自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	第4四半期 自平成22年1月1日 至平成22年3月31日
売上高(百万円)	1,547	3,144	3,881	7,024
税金等調整前四半期純利益 金額及び税金等調整前四半 期純損失金額() (百万円)	632	379	156	735
四半期純利益金額及び四半 期純損失金額() (百万円)	671	422	77	772
1株当たり四半期純利益金 額及び1株当たり四半期純 損失金額()(円)	9.99	6.31	1.16	11.55

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,714	3,145
受取手形	1 226	1 166
売掛金	1 5,312	1 7,066
商品及び製品	1,022	984
仕掛品	4,605	4,563
原材料及び貯蔵品	1,780	1,658
前払費用	27	61
関係会社短期貸付金	39	573
繰延税金資産	116	135
立替金	19	14
未収入金	286	269
その他	15	115
貸倒引当金	104	61
流動資産合計	16,061	18,691
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,636	6,652
減価償却累計額	3,258	3,455
建物(純額)	3,377	3,197
構築物	477	477
減価償却累計額	323	348
構築物(純額)	154	128
機械及び装置	8,762	8,235
減価償却累計額	7,119	7,084
機械及び装置(純額)	1,642	1,151
車両運搬具	49	51
減価償却累計額	44	42
車両運搬具(純額)	5	8
工具、器具及び備品	703	749
減価償却累計額	524	589
工具、器具及び備品(純額)	179	159
土地	591	591
リース資産	29	31
減価償却累計額	3	8
リース資産(純額)	26	22
建設仮勘定	1	-
有形固定資産合計	5,977	5,260
無形固定資産		
ソフトウェア	16	11
電話加入権	10	10
リース資産	-	16
無形固定資産合計	26	38

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	1,823	4,267
関係会社株式	136	136
関係会社出資金	926	1,209
従業員に対する長期貸付金	3	2
長期前払費用	2	2
繰延税金資産	335	-
その他	99	137
投資その他の資産合計	3,327	5,755
固定資産合計	9,331	11,054
繰延資産		
社債発行費	32	25
繰延資産合計	32	25
資産合計	25,425	29,771
負債の部		
流動負債		
支払手形	1,700	5,004
買掛金	675	1,849
短期借入金	500	300
1年内償還予定の社債	300	300
リース債務	5	9
未払金	237	351
未払費用	169	187
未払法人税等	34	44
前受金	29	32
預り金	37	71
賞与引当金	123	171
設備関係支払手形	101	67
製品保証引当金	75	53
その他	44	110
流動負債合計	4,035	8,552
固定負債		
社債	1,200	900
リース債務	21	31
繰延税金負債	-	77
退職給付引当金	815	829
長期預り保証金	14	14
その他	60	46
固定負債合計	2,112	1,899
負債合計	6,147	10,451

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,599	10,599
資本剰余金		
資本準備金	4,138	4,138
その他資本剰余金	-	12
資本剰余金合計	4,138	4,151
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,954	4,207
利益剰余金合計	4,954	4,207
自己株式	92	207
株主資本合計	19,599	18,750
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	508	463
繰延ヘッジ損益	-	99
評価・換算差額等合計	508	364
新株予約権	187	204
純資産合計	19,277	19,319
負債純資産合計	25,425	29,771

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
売上高		
商品売上高	562	1,046
製品売上高	21,481	13,772 ⁴
売上高合計	22,043	14,818
売上原価		
商品売上原価		
商品期首たな卸高	7	1
当期商品仕入高	525	893
合計	532	895
商品期末たな卸高	1	28
商品売上原価	530	866
製品売上原価		
製品期首たな卸高	920	1,020
当期製品製造原価	17,967	11,592
合計	18,887	12,613
製品期末たな卸高	1,020	955
他勘定振替高	155 ¹	4 ¹
製品売上原価	17,710 ²	11,652 ²
売上原価合計	18,241	12,519
売上総利益	3,802	2,299
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	82	49
広告宣伝費	257	146
役員報酬	146	137
給料及び手当	632	493
賞与引当金繰入額	19	26
退職給付費用	100	100
賃借料	88	76
旅費及び交通費	178	115
保険料	89	79
技術研究費	628 ³	754 ³
減価償却費	18	17
貸倒引当金繰入額	148	28
製品保証引当金繰入額	75	53
その他	816	585
販売費及び一般管理費合計	3,284	2,664
営業利益又は営業損失()	517	365
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	317 ⁴	106 ⁴
受取賃貸料	83 ⁴	11 ⁴
受取保険金	26	41
助成金収入	40	119
その他	42	119
営業外収益合計	511	399

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業外費用		
支払利息	27	8
社債利息	3	13
貸貸費用	77	9
社債発行費償却	3	6
売上割引	5	10
手形売却損	106	40
休止費用	5 124	5 310
その他	55	28
営業外費用合計	404	426
経常利益又は経常損失()	625	393
特別利益		
固定資産売却益	6 4	6 1
新株予約権戻入益	105	-
抱合せ株式消滅差益	263	-
特別利益合計	373	1
特別損失		
固定資産除却損	7 7	0
減損損失	8 99	-
たな卸資産除却損	31	-
たな卸資産評価損	24	-
投資有価証券評価損	1,163	-
退職給付費用	68	-
製品保証引当金繰入額	64	-
その他	27	-
特別損失合計	1,486	0
税引前当期純損失()	487	392
法人税、住民税及び事業税	20	19
過年度法人税等	-	17
法人税等調整額	33	21
法人税等合計	53	16
当期純損失()	540	408

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費	1	11,272	64.2	8,158	65.2
労務費		2,342	13.3	2,141	17.1
経費		3,959	22.5	2,218	17.7
(減価償却費)		(723)		(578)	
(外注加工費)		(1,823)		(616)	
当期総製造費用		17,574	100.0	12,518	100.0
仕掛品期首たな卸高		5,909		4,605	
合計		23,484		17,124	
仕掛品期末たな卸高		4,605		4,563	
他勘定への振替高		912		968	
当期製品製造原価		17,967		11,592	

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																
<p>原価計算の方法</p> <p>実際原価計算を採用し、製品別には、工作機械・測定器については個別原価計算法、原器・工具については総合原価計算法を実施しております。なお、加工費については一部予定で計算し、実際額との差額をたな卸資産と売上原価に配賦しております。</p> <p>1 他勘定への振替高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">固定資産へ</td> <td style="text-align: right;">84百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">販売費及び一般管理費へ</td> <td style="text-align: right;">770百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">56百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">912百万円</td> </tr> </table>	固定資産へ	84百万円	販売費及び一般管理費へ	770百万円	その他	56百万円		912百万円	<p>原価計算の方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>1 他勘定への振替高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">固定資産へ</td> <td style="text-align: right;">41百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">販売費及び一般管理費へ</td> <td style="text-align: right;">921百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">968百万円</td> </tr> </table>	固定資産へ	41百万円	販売費及び一般管理費へ	921百万円	その他	4百万円		968百万円
固定資産へ	84百万円																
販売費及び一般管理費へ	770百万円																
その他	56百万円																
	912百万円																
固定資産へ	41百万円																
販売費及び一般管理費へ	921百万円																
その他	4百万円																
	968百万円																

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	10,599	10,599
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	10,599	10,599
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	4,138	4,138
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,138	4,138
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の処分	-	12
当期変動額合計	-	12
当期末残高	-	12
資本剰余金合計		
前期末残高	4,138	4,138
当期変動額		
自己株式の処分	-	12
当期変動額合計	-	12
当期末残高	4,138	4,151
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	6,183	4,954
当期変動額		
剰余金の配当	679	337
当期純損失()	540	408
自己株式の処分	9	-
当期変動額合計	1,229	746
当期末残高	4,954	4,207
自己株式		
前期末残高	50	92
当期変動額		
自己株式の取得	84	131
自己株式の処分	42	16
当期変動額合計	41	115
当期末残高	92	207

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	20,871	19,599
当期変動額		
剰余金の配当	679	337
当期純損失()	540	408
自己株式の取得	84	131
自己株式の処分	32	29
当期変動額合計	1,271	848
当期末残高	19,599	18,750
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	40	508
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	548	971
当期変動額合計	548	971
当期末残高	508	463
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	99
当期変動額合計	-	99
当期末残高	-	99
評価・換算差額等合計		
前期末残高	40	508
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	548	872
当期変動額合計	548	872
当期末残高	508	364
新株予約権		
前期末残高	226	187
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	39	17
当期変動額合計	39	17
当期末残高	187	204
純資産合計		
前期末残高	21,137	19,277
当期変動額		
剰余金の配当	679	337
当期純損失()	540	408
自己株式の取得	84	131
自己株式の処分	32	29
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	587	890
当期変動額合計	1,859	41
当期末残高	19,277	19,319

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		<p>デリバティブ 時価法</p>
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)により算定しております。 (会計方針の変更) 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、移動平均法による原価法によりおりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ50百万円減少、税引前当期純損失は74百万円増加しております。</p>	<p>主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)により算定しております。</p>

項目	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)												
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15年～38年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>9年</td> </tr> <tr> <td>工具・器具備品</td> <td>5年</td> </tr> </table> <p>（追加情報） 機械装置につきましては、従来、耐用年数を10年としておりましたが、当事業年度より9年に変更しております。 これは、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことによるものであります。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ40百万円減少、税引前当期純損失は40百万円増加しております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(4) 長期前払費用 定額法によっております。</p>	建物	15年～38年	機械装置	9年	工具・器具備品	5年	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15年～38年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>9年</td> </tr> <tr> <td>工具・器具備品</td> <td>5年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p> <p>(4) 長期前払費用 同左</p>	建物	15年～38年	機械装置	9年	工具・器具備品	5年
建物	15年～38年													
機械装置	9年													
工具・器具備品	5年													
建物	15年～38年													
機械装置	9年													
工具・器具備品	5年													
5. 重要な繰延資産の処理方法	社債発行費 社債の償還までの期間（5年）にわたり定額法により償却しております。	社債発行費 同左												
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左												

項目	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 なお、当事業年度末において、支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため、計上しておりません。</p> <p>(4) 製品保証引当金 製品販売後の無償保証期間に生じる補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づく見込額を計上しております。 (追加情報) 従来、販売後の無償保証期間に生じる補修費については、補修作業等の発生時の費用として計上しておりましたが、当事業年度より、売上高に対する過去の実績率等に基づいて製品保証引当金を計上する方法を採用しております。 これは、近年における技術の高度化及び品質レベルの向上による補修サービスの重要性を背景として、当該補修サービスに係る費用の重要性が増してきたとともに、補修費データが整備・蓄積されてきたことから、期間損益の適正化を図ることを目的として行われたものであります。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ10百万円増加、税引前当期純損失は75百万円増加しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 製品保証引当金 製品販売後の無償保証期間に生じる補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づく見込額を計上しております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(5) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異(2,086百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(5) 退職給付引当金</p> <p>同左</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>なお、これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、平成22年1月より適格退職年金制度を確定給付企業年金制度へ、移行しております。</p> <p>なお、これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
7. ヘッジ会計の方法		<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。 また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ方法 当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は下記のとおりであります。 ヘッジ手段...為替予約 ヘッジ対象...外貨建金銭債権</p> <p>(3) ヘッジ方針 為替変動リスクの回避並びに損益確定のため、対象債権の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判断は省略しております。</p>
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税は税抜方式によりております。	消費税等の会計処理方法 同左

【会計処理方法の変更】

項目	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. リース取引に関する会計基準	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及びリース取引に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益へ与える影響はありません。</p>	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																						
<p>1. 関係会社に係る注記</p> <p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>受取手形</td> <td>140百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td>1,413百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td>257百万円</td> </tr> </table> <p>2.</p>	受取手形	140百万円	売掛金	1,413百万円	買掛金	257百万円	<p>1. 関係会社に係る注記</p> <p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>受取手形</td> <td>91百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td>3,164百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td>139百万円</td> </tr> </table> <p>2. 債務保証</p> <p>次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保証先</th> <th>金額(百万円)</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津上精密床机(浙江)有限公司</td> <td>708</td> <td>借入債務</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 受取手形割引高</p> <table border="1"> <tr> <td>輸出受取手形割引高</td> <td>812百万円</td> </tr> <tr> <td>輸出受取手形割引高</td> <td>3,069百万円</td> </tr> </table> <p>4.</p>	受取手形	91百万円	売掛金	3,164百万円	買掛金	139百万円	保証先	金額(百万円)	内容	津上精密床机(浙江)有限公司	708	借入債務	輸出受取手形割引高	812百万円	輸出受取手形割引高	3,069百万円
受取手形	140百万円																						
売掛金	1,413百万円																						
買掛金	257百万円																						
受取手形	91百万円																						
売掛金	3,164百万円																						
買掛金	139百万円																						
保証先	金額(百万円)	内容																					
津上精密床机(浙江)有限公司	708	借入債務																					
輸出受取手形割引高	812百万円																						
輸出受取手形割引高	3,069百万円																						
<p>3. 受取手形割引高</p> <table border="1"> <tr> <td>輸出受取手形割引高</td> <td>812百万円</td> </tr> <tr> <td>輸出受取手形割引高</td> <td>3,069百万円</td> </tr> </table> <p>4.</p>	輸出受取手形割引高	812百万円	輸出受取手形割引高	3,069百万円	<p>3. 受取手形割引高</p> <table border="1"> <tr> <td>輸出受取手形割引高</td> <td>476百万円</td> </tr> <tr> <td>輸出受取手形割引高</td> <td>831百万円</td> </tr> </table> <p>4. 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額</p> <table border="1"> <tr> <td>投資その他の資産</td> <td>181百万円</td> </tr> </table>	輸出受取手形割引高	476百万円	輸出受取手形割引高	831百万円	投資その他の資産	181百万円												
輸出受取手形割引高	812百万円																						
輸出受取手形割引高	3,069百万円																						
輸出受取手形割引高	476百万円																						
輸出受取手形割引高	831百万円																						
投資その他の資産	181百万円																						

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)						
<p>1 . 他勘定への振替高 固定資産へ 155百万円</p> <p>2 . 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 50百万円</p> <p>3 . 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 628百万円</p> <p>4 . 関係会社との取引にかかるもの 受取配当金 280百万円 受取賃貸料 72百万円</p> <p>5 . 休止費用は、受注減少による工場の一部操業休止に伴う費用であり内訳は次のとおりであります。 労務費 83百万円 減価償却費 40百万円 その他 1百万円 計 124百万円</p> <p>6 . 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 機械及び装置 2百万円 その他 2百万円 計 4百万円</p> <p>7 . 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 4百万円 その他 3百万円 計 7百万円</p> <p>8 . 減損損失の内訳は次のとおりであります。 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都板橋区</td> <td>売却予定資産</td> <td>建物等</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、資産を事業の関連性によりグルーピングしております。 上記の売却予定資産については帳簿価額に比べ売却予定額が低いことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し99百万円を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能額につきましては正味売却価額により測定しており、売却予定額に基づき算出しております。 なお、減損損失計上時に売却予定であった上記の資産につきましては平成20年9月に売却済みであります。</p>	場所	用途	種類	東京都板橋区	売却予定資産	建物等	<p>1 . 他勘定への振替高 固定資産へ 4百万円</p> <p>2 . 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 68百万円</p> <p>3 . 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 754百万円</p> <p>4 . 関係会社との取引にかかるもの 売上高 4,753百万円 受取配当金 80百万円 受取賃貸料 7百万円</p> <p>5 . 休止費用は、受注減少による工場の一部操業休止に伴う費用であり内訳は次のとおりであります。 労務費 233百万円 減価償却費 70百万円 その他 6百万円 計 310百万円</p> <p>6 . 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 機械及び装置 1百万円</p> <p>7 .</p> <p>8 .</p>
場所	用途	種類					
東京都板橋区	売却予定資産	建物等					

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式	130	433	111	453
合計	130	433	111	453

- (注) 1. 自己株式の普通株式の株式数の増加433千株は、単元未満株式の買取りによる増加14千株、当社が取得した自己株式419千株であります。
2. 自己株式の普通株式の株式数の減少111千株は、ストック・オプションの行使による減であります。

当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式	453	786	85	1,154
合計	453	786	85	1,154

- (注) 1. 自己株式の普通株式の株式数の増加786千株は、単元未満株式の買取りによる増加7千株、当社が取締役会決議により取得した自己株式779千株であります。
2. 自己株式の普通株式の株式数の減少85千株は、ストック・オプションの行使による減であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)				当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																																																
<p>ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、工作機械事業及び専用機その他の事業における事務機器(工具、器具及び備品)等であり、</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額</th> <th style="width: 15%;">期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">44</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">17</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2)未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">17百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">17百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">17百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	機械及び装置	7	4	3	車両運搬具	10	8	2	工具、器具及び備品	44	34	10	ソフトウェア	8	6	1	合計	70	53	17	1年以内	10百万円	1年超	7百万円	計	17百万円	支払リース料	17百万円	減価償却費相当額	17百万円				<p>ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、工作機械事業及び専用機その他の事業における事務機器(工具、器具及び備品)等であり、</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額</th> <th style="width: 15%;">期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">32</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2)未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	機械及び装置	7	5	1	車両運搬具	3	2	0	工具、器具及び備品	21	17	4	合計	32	25	6	1年以内	4百万円	1年超	1百万円	計	6百万円	支払リース料	6百万円	減価償却費相当額	6百万円
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																																																	
機械及び装置	7	4	3																																																																	
車両運搬具	10	8	2																																																																	
工具、器具及び備品	44	34	10																																																																	
ソフトウェア	8	6	1																																																																	
合計	70	53	17																																																																	
1年以内	10百万円																																																																			
1年超	7百万円																																																																			
計	17百万円																																																																			
支払リース料	17百万円																																																																			
減価償却費相当額	17百万円																																																																			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																																																	
機械及び装置	7	5	1																																																																	
車両運搬具	3	2	0																																																																	
工具、器具及び備品	21	17	4																																																																	
合計	32	25	6																																																																	
1年以内	4百万円																																																																			
1年超	1百万円																																																																			
計	6百万円																																																																			
支払リース料	6百万円																																																																			
減価償却費相当額	6百万円																																																																			

(有価証券関係)

前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式120百万円、関連会社株式16百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
貸倒引当金 87 百万円	貸倒引当金 99 百万円
賞与引当金 50	賞与引当金 69
退職給付引当金 331	退職給付引当金 337
製品保証引当金 30	製品保証引当金 21
投資有価証券評価損 89	投資有価証券評価損 89
関係会社株式評価損 9	関係会社株式評価損 9
たな卸資産評価損 40	たな卸資産評価損 68
減損損失 48	減損損失 48
未払事業税 5	未払事業税 2
株式報酬費用 61	株式報酬費用 64
繰越欠損金 682	繰越欠損金 766
その他 50	その他 41
繰延税金資産小計 1,489	繰延税金資産小計 1,619
評価性引当額 1,038	評価性引当額 1,147
繰延税金資産合計 451	繰延税金資産合計 472
	(繰延税金負債)
	その他有価証券差額金 414
	繰延税金負債の合計 414
	繰延税金資産の純額 58
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
当期については、税引前当期純損失であるため記載を省略しております。	当期については、税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 282.55円 1株当たり当期純損失金額() 7.98円	1株当たり純資産額 285.88円 1株当たり当期純損失金額() 6.09円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失()(百万円)	540	408
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(百万円)	540	408
期中平均株式数(千株)	67,826	67,020
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

ストックオプションの決議

当社は、平成21年6月19日開催の第106期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しております。その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(9)ストックオプション制度の内容」8.平成21年6月19日開催の定時株主総会決議に基づくものに記載のとおりであります。

当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

ストックオプションの決議

当社は、平成22年6月18日開催の第107期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しております。その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(9)ストックオプション制度の内容」10.平成22年6月18日開催の定時株主総会決議に基づくものに記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	(株)東京精密	1,033,000
		Tornos Holdings SA	1,500,000
		ファナック(株)	50,000
		(株)山善	500,000
		T H K(株)	59,000
		(株)森精機製作所	100,000
		(株)八十二銀行	196,000
		ユアサ商事(株)	1,000,000
		(株)第四銀行	241,000
		(株)北越銀行	484,426
		その他(13銘柄)	1,895,713
計		7,059,139	4,267

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	6,636	16	-	6,652	3,455	196	3,197
構築物	477	-	-	477	348	25	128
機械及び装置	8,762	56	583	8,235	7,084	381	1,151
車両運搬具	49	6	4	51	42	2	8
工具、器具及び備品	703	47	1	749	589	65	159
土地	591	-	-	591	-	-	591
リース資産	29	2	-	31	8	5	22
建設仮勘定	1	26	27	-	-	-	-
有形固定資産計	17,251	154	616	16,789	11,528	673	5,260
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	26	15	4	11
電話加入権	-	-	-	10	-	-	10
リース資産	-	-	-	17	0	0	16
無形固定資産計	-	-	-	54	15	5	38
長期前払費用	7	-	-	7	4	0	(0) 2
繰延資産							
社債発行費	33	-	-	33	8	6	25
繰延資産計	33	-	-	33	8	6	25

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

機械及び装置	長岡工場	工作機械製造装置	54百万円
工具、器具及び備品	長岡工場	工作機械製造工具等	37百万円
工具、器具及び備品	信州工場	工作機械製造工具等	9百万円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

機械及び装置	長岡工場	売却による減少	12百万円
機械及び装置	信州工場	売却による減少	152百万円

3. 長期前払費用の差引当期末残高欄括弧内の数字(内数)は1年以内償却額であり、流動資産・前払費用に含めて表示しております。

4. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	214	243	-	214	243
賞与引当金	123	171	123	-	171
製品保証引当金	75	53	75	-	53

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」の214百万円は、洗替による取崩額であります。

貸倒引当金の期末残高のうち投資その他の資産に係る引当金については、資産の金額から181百万円を直接控除しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

(A) 現金及び預金

項目	金額(百万円)
現金	6
預金	
当座預金	3,025
普通預金	52
定期預金	40
別段預金	21
外貨預金	0
小計	3,139
合計	3,145

(B) 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)ツガミマシナリー	53
(株)K V K	41
京華産業(株)	8
シマモト技研(株)	6
(株)三友精機	4
その他	51
合計	166

期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成22年4月	29
" 5月	21
" 6月	24
" 7月	17
" 8月	68
" 9月	2
" 10月以降	1
合計	166

(C) 売掛金
相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
津上精密机床(浙江)有限公司	2,340
TSUGAMI GmbH	559
NIDEC PRECISION PHILIPPINES CORPORATION	494
(株)啓愛社	481
NIDEC PRECISION (THAILAND) CO.,LTD	477
その他	2,712
合計	7,066

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100\%$	2 (B) 365
5,312	15,176	13,422	7,066	65.5	148.9

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

(D) 商品及び製品

品目別	金額(百万円)
商品	
工作機械部品	28
製品	
工作機械	
自動旋盤	738
研削盤	43
マシニングセンタ	80
転造盤他	27
その他	66
合計	984

(E) 仕掛品

品目別	金額(百万円)
工作機械	
自動旋盤	3,429
研削盤	417
マシニングセンタ	384
転造盤他	273
その他	58
合計	4,563

(F) 原材料及び貯蔵品

種類別	金額(百万円)
原材料	
主要材料	
鋼材	13
鋳物	6
部品	
購入部品	1,441
外注部品	152
自製部品	43
貯蔵品	
消耗品	2
合計	1,658

流動負債

(A) 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
ファナック(株)	1,568
育良精機(株)	283
(株)カントー	228
T H K(株)	159
(株)品川鑄造	157
その他	2,606
合計	5,004

期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成22年4月	1,125
" 5月	1,173
" 6月	1,163
" 7月	1,163
" 8月	169
" 9月	208
合計	5,004

(B) 買掛金

相手先	金額(百万円)
(株)ファナック	418
津上精密机床(浙江)有限公司	124
(株)カントー	88
(株)品川鑄造	69
T H K(株)	65
その他	1,082
合計	1,849

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所 買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載して行う。
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第106期）（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）平成21年6月22日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成21年6月22日関東財務局長に提出

(3) 内部統制報告書及びその添付書類の訂正報告書

平成21年8月26日関東財務局長に提出

平成21年6月22日提出の内部統制報告書及びその添付書類に係る訂正報告書であります。

(4) 四半期報告書及び確認書

（第107期第1四半期）（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）平成21年8月12日関東財務局長に提出

（第107期第2四半期）（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）平成21年11月13日関東財務局長に提出

（第107期第3四半期）（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）平成22年2月12日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

平成21年6月22日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(6) 臨時報告書の訂正報告書

平成21年7月7日関東財務局長に提出

平成21年6月22日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(7) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成21年6月1日至平成21年6月30日）平成21年7月14日関東財務局長に提出

報告期間（自平成21年7月1日至平成21年7月31日）平成21年8月12日関東財務局長に提出

報告期間（自平成21年8月1日至平成21年8月31日）平成21年9月14日関東財務局長に提出

報告期間（自平成21年9月1日至平成21年9月30日）平成21年10月14日関東財務局長に提出

報告期間（自平成21年10月1日至平成21年10月31日）平成21年11月13日関東財務局長に提出

報告期間（自平成21年11月1日至平成21年11月30日）平成21年12月14日関東財務局長に提出

報告期間（自平成21年12月1日至平成21年12月31日）平成22年1月14日関東財務局長に提出

報告期間（自平成22年1月1日至平成22年1月31日）平成22年2月12日関東財務局長に提出

報告期間（自平成22年2月1日至平成22年2月28日）平成22年3月12日関東財務局長に提出

報告期間（自平成22年3月1日至平成22年3月31日）平成22年4月14日関東財務局長に提出

報告期間（自平成22年4月1日至平成22年4月30日）平成22年5月14日関東財務局長に提出

報告期間（自平成22年5月1日至平成22年5月31日）平成22年6月14日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月19日

株式会社ツガミ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 堀之北 重久 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中 量 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ツガミの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ツガミが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- * 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月18日

株式会社ツガミ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任
社員
業務執行社員 公認会計士 宮島道明 印

指定有限責任
社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐朗 印

指定有限責任
社員
業務執行社員 公認会計士 野本直樹 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミ及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ツガミの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ツガミが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- * 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

株式会社ツガミ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 堀之北 重久 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中 量 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第106期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- * 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月18日

株式会社ツガミ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任
社員
業務執行社員 公認会計士 宮島道明 印

指定有限責任
社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐朗 印

指定有限責任
社員
業務執行社員 公認会計士 野本直樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第107期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

* 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。